

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	71 件
国民年金関係	46 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	124 件
国民年金関係	70 件
厚生年金関係	54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 52 年 9 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、長女が生まれた後の昭和 48 年 9 月ごろ、国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。また、昭和 61 年 4 月に転居し、市役所で転居手続等をした際、市の職員から、「さかのぼって保険料を納めることができる。」と聞き、そのころ、何回かの分割で、それまで未納であった保険料を納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、元夫が厚生年金保険加入期間中の昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入し、そのころ申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できる上、当該期間直前までの国民年金保険料を納付している。また、申立人は、国民年金に任意加入した以降、国民年金加入期間については、当該期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期等に関する記憶が曖昧であり、また、申立期間③については、申立人は、元夫が会社を退職して自分で会社を始めたと説明する時期の昭和 57 年 10 月に国民年金の資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、当該期間当時、国民年金に加入していたかどうかの記憶が

^{あいまい}曖昧であるなど、当該両期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間、48年10月から49年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで

私は、申立期間①及び②については、昭和50年に上京し、区役所で転居手続等をした際、区の職員から、未納の国民年金保険料の納付を勧められたことから、同年9月ごろ、それまで未納であった保険料をすべて分割で納付したと記憶している。また、申立期間③については、当時、夫婦で自営業をしており、きちんと納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①及び②については、保険料を納付したと主張する時期は、第2回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、特例納付をするに至った経緯及び保険料の納付方法、納付場所等の納付手続について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

私は、申立期間①については、会社を退職後に、厚生年金保険から国民年金に切替手続をして、国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、保険料の免除を申請した記憶は無く、転職などの生活の変化も無く収入もあり、保険料を納付していたと記憶している。また、申立期間③については、当時、夫婦で自営業をしており、きちんと納付していたはずである。申立期間について、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は、保険料の納付場所等について具体的に記憶している。また、申立人の、当時の経済状態は、勤務先で役職に就き、保険料を納付するに十分な資力があつたと考えられ、当該期間及びその前後の期間を通じて生活に特段の変化も見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、また、当該期間直後の昭和55年度分の保険料を前納した55年4月の時点で、現年度納付が可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、

厚生年金保険から国民年金に切替手続をした時期等の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。なお、当該期間の未納の記録は、平成20年1月に厚生年金保険の記録整備を行ったことにより生じたものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から54年6月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

私は、昭和46年に会社を退職して自営業を始めた。その2年か3年後の結婚前のころ、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、そのころ何年分か保険料をさかのぼって納付したと記憶している。その後は、きちんと保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年9月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付時期、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、特例納付の実施期間は終了しているとともに、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、当該期間当時の年金手帳の受領、所持等に関する記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで
私の国民年金保険料は、夫が区役所か夫の勤務先の銀行で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、国民年金制度開始後、まもなく申立人の国民年金の任意加入手続を行うとともに、申立人の国民年金保険料の納付をし、申立期間後も、保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立人の夫は国民年金保険料を勤務先の銀行等で納付していたと説明しており、申立人が所持する申立期間直後の期間の保険料の領収証書には、夫の勤務していた銀行の支店の領収印が押印されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間及び申立期間前後の期間は、申立人の生活状況に大きな変化が見られないことから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年6月から46年10月までの期間、昭和47年4月から48年3月までの期間及び50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年6月から46年10月まで
②昭和47年4月から48年3月まで
③昭和50年3月

私は、昭和41年6月に国民年金に加入し、元妻とともに国民年金保険料を納付していた。申立期間②については領収書もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和41年6月から46年10月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月は第1回特例納付の実施期間内であり、納付状況リストにより申立人が第1回特例納付をしていることが確認できること、当該払出時点で昭和41年6月から45年3月までの国民年金保険料の特例納付及びその後の46年10月までの保険料の過年度納付が可能であったことなどから、申立内容に不自然さはみられない。

②昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人は、当該期間に係る保険料納付の領収書を所持しており、当該期間は、申立人が海外在住中の適用除外期間であったため、還付整理簿及び被保険者台帳に還付に係る記録がある。しかしながら、還付整理簿には他の区に回送の旨記載されており、当該他の区において還付整理簿が保存されていないこと、被保険者台帳には昭和52年9月還付の旨が記載されており、この処理は、当該期間を含む期間の保険料の還付を受けている妻の還付支払時期よりも約1年半遅れていること、申立人は海外在留中は住民票を移していないとしていることなど、申立人の還付記録を疑わせる事情が認められる。このような事情及び当該期

間中に加入手続の事務処理が行われていることを踏まえれば、申立人の当該期間の保険料については、還付処理をするべきものでなく、納付済みとして取り扱うべきと考える。

③昭和 50 年 3 月については、1 か月間と短期間であり、申立人の保険料を納付したとする元妻の当該期間の保険料については納付済みであり、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年3月及び昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和42年5月に国民年金に加入した後、国民年金保険料を滞らせることなく納付してきた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は合わせて4か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年5月時点で、当該期間の保険料を納付することが可能であり、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間前後の保険料を定期的に現年度で納付していることが確認でき、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から47年12月まで

私の国民年金は、婚姻前は義兄が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、婚姻後は、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの期間については、申立人は、婚姻後一年ほど経ってから納付書が送付されてきたと説明しており、当時申立人が居住していた区では、45年4月から納付書制度を開始していることが確認できること、当該期間の保険料を納付していたとする郵便局は、当時開設されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年11月から45年3月までの期間については、申立人及び申立人の義兄が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、39年11月から申立人が婚姻した43年5月より前の期間は、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる義兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、婚姻後から45年3月までの期間については、当時申立人が居住していた区では、印紙検認による保険料の納付方法を採用していたが、申立人は、当該方法による保険料の納付についての記憶が曖昧であり、義兄から国民年金手帳を受け取った記憶も無いなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和43年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年12月まで
私の婚姻後の国民年金保険料は妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、婚姻後一年ほど経ってから納付書が送付されてきたと説明しており、当時申立人が居住していた区では、45年4月から納付書制度を開始していることが確認できること、当該期間の保険料を納付していたとする郵便局は、当時開設されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年5月から45年3月までの期間については、申立人の妻が、申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当時申立人が居住していた区では、印紙検認による保険料の納付方法を採用していたが、申立人の妻は、当該方法による保険料の納付についての記憶が曖昧であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの期間の国民年金保険料、並びに58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から56年12月まで
② 昭和58年7月から同年9月まで（付加保険料を含む。）

私は自分の国民年金保険料を含めた生活費を父に渡し、申立期間の保険料を納付してもらっていた。自分で納付したときもある。申立期間②に関しては、付加保険料も納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和55年4月から56年12月までの期間については、57年ごろに当該期間の国民年金保険料の督促状を受け取り、そのことで父親と話し合い、自分で納付したとする申立人の説明は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料及び付加保険料はすべて納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料及び付加保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和49年5月から55年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親も当該期間は国民年金に未加入であるなど、

当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間の国民年金保険料、並びに 58 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から51年8月まで
② 昭和52年3月
③ 昭和52年5月から同年11月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで
⑤ 昭和54年8月
⑥ 昭和56年5月及び6月

私は、昭和43年2月に婚姻後、国民年金保険料を区役所で、一度もかかさずではないが、納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和43年3月から45年1月については、申立人は、婚姻を機に国民年金手帳を区役所に受け取りに行ったこと、その後は区役所で印紙検認方式により国民年金保険料を納付したことを具体的に記憶している。また、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の金額とおおむね一致しており、申立人が所持していたと説明する手帳の色は、当該期間当時居住していた地域で使用されていたものと一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和45年2月から51年8月までの期間並びに申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、区外に転居していた昭和45年のうちの11か月間は保険料を納付していないと思うと説明していること、42年3月に払い出された国民年

金の手帳記号番号は、45年から平成9年まで不在者となっていることが確認でき、この間の保険料の納付書は発行されていなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が新たに払い出された平成3年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、昭和42年3月に払い出された番号及び平成3年6月に払い出された番号の他に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月から45年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、国民年金に任意加入した昭和52年9月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年7月及び同年8月については、申立人は、国民年金加入手続時に当該期間の国民年金保険料を納付したいと区役所に申し出たと説明しており、申立人が居住する区では加入手続者から申し出があれば保険料を納付するように勧奨していたこと、また、申立人が説明している保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等の納付状況は当該期間の状況と合致しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年9月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年10月に任意加入しており、制度上、保険料をさかのぼって納付できないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月並びに39年4月から43年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月及び同年5月
② 昭和39年4月から43年11月まで
③ 昭和45年4月から同年11月まで
④ 昭和47年4月
⑤ 昭和47年7月から48年4月まで
⑥ 昭和50年10月から51年9月まで

私は、昭和54年4月に申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和39年4月から43年2月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したとする時期は第3回特例納付が実施されており、申立人は、区から送付された葉書で年金の受給権を取得するために保険料を納付したと説明している上、申立人が納付したとする金額は、納付済みと記録されている51年10月から54年9月までの保険料を現年度納付及び過年度納付し、当該期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうちの昭和43年3月から同年11月までの期間、申立期間③、申立期間④、申立期間⑤及び申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は受給資格を得るために第3回特例納付で納付するよう指導を受けたと説明していること、申立人が納付したとする金額は、当

該期間の保険料も含めた申立期間すべてを第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく相違することなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月並びに39年4月から43年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで
私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間前後の保険料が納付済みである上、申立期間は 7 か月と短期間である。また、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みである。さらに、申立人夫婦は、申立期間前の昭和 47 年 4 月から現在まで同じ町に居住し、宿泊施設を営んでおり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立人の保険料と一緒に納付したとする妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みである。また、申立期間直後の昭和47年4月から48年5月までの保険料は、平成20年1月に申立人が所持する国民年金手帳の検認記録等に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2954

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年3月まで
私の国民年金保険料は私の母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の母親は、申立期間の自身の保険料をすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月から48年3月までの期間及び48年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から52年3月まで

私は、昭和50年12月ごろ、第2回特例納付のを知り、区役所の窓口に行った。区役所では女性職員と相談をして、納付書の交付を受け、その日に金融機関で国民年金保険料を納付しており金額は13万円ぐらいであった。

その後、転居する昭和52年3月までは、数か月おきに区役所で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年8月から48年3月までの期間及び48年10月から50年12月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月ごろは、第2回特例納付の実施期間中であり、当該期間は、申立人が国民年金の強制加入被保険者であったことから、保険料を特例納付、現年度及び過年度納付により納付することが可能な期間であった。

また、特例納付について区役所に相談に行った際の状況、納付方法等に関する申立人の記憶は鮮明であり、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が居住していた区では、特例納付及び過年度納付の納付書を区役所に備えていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したとする昭和50年12月時点では、時効により保険料を納付することができない期間である上、第2回特例納付の対象期間ではないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間については、当該期間の保険料の納付方法、納付場所に関する申立人の記憶は曖昧である上、納付したとする金額も当時の保険料額と異なっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含め、当時、居住していた家の近くの金融機関で、納付書により納付したはずである。申立期間の保険料額は、3か月で2万円ぐらいであったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に国民年金に任意加入以降、申立期間を除き付加保険料を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間で1回のみである。

また、申立人は、国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の手続を適切に行っており、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び38年5月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和38年5月から39年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を納付し始めた時から、それ以前に未納となっていた保険料を、毎月1か月分ずつ、当月分の保険料と併せて月2回に分けて集金人に納付した。また、申立期間②及び③当時に未納となった保険料についても、納付を再開した時から1か月分ずつ当月分の保険料と併せて納付することにより、全期間の保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、4か月、11か月といずれも短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。また、当該期間当時には、徴収員による過年度分の保険料の納付ができたことが確認できる上、申立人が申立期間に納付していたと説明する金額は当時の保険料額と一致しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当該期間の保険料を納付し始めた時期に関する記憶が曖昧である上、申立人は保険料を現年度納付している期間に併せて当該期間の保険料を納付したと説明しているが、現年度納付していたと説明する期間に1か月分ずつ納付しただけでは、当該期間の一部は時効により保険料を納付することがで

きない期間となるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び38年5月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び38年5月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和38年5月から39年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を納付し始めた時から、それ以前に未納となっていた保険料を、毎月1か月分ずつ、当月分の保険料と併せて月2回に分けて集金人に納付した。また、申立期間②及び③当時に未納となった保険料についても、納付を再開した時から1か月分ずつ当月分の保険料と併せて納付することにより、全期間の保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、4か月、11か月といずれも短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。また、当該期間当時には、徴収員による過年度分の保険料の納付ができたことが確認できる上、申立人の夫が申立期間に納付していたと説明する金額は当時の保険料額と一致しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の夫は、当該期間の保険料を納付し始めた時期に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫は保険料を現年度納付している期間に併せて当該期間の保険料を納付したと説明しているが、現年度納付していたと説明する期間に1か月分ずつ納付しただけでは、当該期間の一部は時効により保険料を納付する

ことができない期間となるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの期間及び38年5月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私は、昭和47年6月ごろ、それまでの未納分の国民年金保険料を、社会保険庁から送られてきた納付書によりまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続もすべて適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が保険料をまとめて納付したとする時期は、第1回特例納付を実施している時期であり、申立人は、未納期間の解消を図るため、申立期間直前の期間の保険料を第1回特例納付していることが確認でき、その際に、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳において、申立人の生年月日、被保険者資格取得日等が誤って記載されているなど、記録の管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間、48年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで
③ 昭和48年7月及び同年8月

私は、厚生年金保険が適用されていない事業所に勤めた際に、自分で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、3か月、2か月といずれも短期間である上、申立期間②前後の期間は保険料を納付済みであり、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間、48年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から51年3月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで
③ 昭和63年7月から平成元年4月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続をし、申立人の保険料を自身の保険料とともに納付していたとする夫の国民年金手帳の記号番号は申立人と同時期に払い出されている上、夫は当該期間の自身の保険料を納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を自身の保険料とともに納付したとする夫は保険料の納付に関する記憶が不明確である上、夫は当該期間の自身の保険料は未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を払ってくれていた。その後、引っ越しをしてからは、自分で保険料を支払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間直前の昭和39年10月から40年3月までの期間の保険料は、申立人の所持する国民年金手帳に検認印が押印されていないが納付済みとなっていることから、過年度納付されたものと考えられ、この時点において、当該申立期間の保険料についても過年度納付することが可能であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は5か月と短期間である。また、申立期間に近接する昭和46年4月から49年3月までの期間は、申立人が所持していたとする国民年金保険料免除理由該当通知書により平成10年3月に未加入から申請免除に記録訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年2月までの期間並びに51年4月及び同年5月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年10月から49年2月まで
②昭和51年4月及び同年5月

私は、国民年金に加入し保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立期間当時婚姻していた元夫も、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年7月まで

私は、昭和53年の国民年金の再加入手続の際、過去の未納分の国民年金保険料を納付できることを聞き、申立期間の保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付したとする昭和53年以後の国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は記録上強制加入期間である上、申立人が特例納付したとする53年は第3回特例納付実施期間内である。また、申立人が当初教示された特例納付の保険料額は、申立期間に加えて、平成13年9月まで未納と記録されていた昭和40年8月から41年9月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額におおむね一致しており、特例納付に当たって改めて納付すべき金額を計算してもらい、実際に納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額におおむね一致する。さらに、申立人が所持する預金口座の取引明細書には、申立期間の保険料を納付するため引き出したとする出金記録があるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から42年2月まで
②昭和46年4月から同年6月まで
③昭和47年7月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②及び③については、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間はそれぞれ3か月及び6か月と短期間である。また、申立人が金融機関で保険料を納付したとする方法は、申立人が居住する市が採っていた保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の当時の納付方法と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。なお、上記のうち、36 年 5 月から 38 年 3 月までの保険料については、重複納付と認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、婚姻当時、元妻がしっかり納付していたはずであり、区役所の職員が自宅まで集金に来ていたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できなかったが、再度保険料をまとめて納付したことも覚えている。申立期間の保険料が未納とされ、まとめて納付した保険料が還付されないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の元妻は、国民年金加入期間の保険料を完納している。また、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時から集金人制度が実施されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人は、昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付でまとめて納付していることが確認できるが、当該期間の保険料は還付されておらず、重複納付となる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。なお、昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月までの保険料は、重複納付していると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月から57年7月まで
② 昭和59年3月から61年3月まで

私たち夫婦は、昭和59年に結婚し、結婚後の国民年金保険料は、妻が納付に都合の良い金融機関等で納めてきた。社会保険事務所で保険料の納付記録を確認してもらった時、職員が手帳に会社名などを記入してくれ、「これで大丈夫ですよ、全部納付済み。」と言ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

なお、結婚前の申立期間①については、一緒に申立てをした妻と同様に申立てをしたものであるが、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続をした後、納付書が届き何度にも分けて国民年金保険料を納付したこと、昭和60年12月の転居後に保険料の納付に出向いた社会保険事務所は、新しい建物であったことを具体的に説明している上、申立人の妻が納付に行ったとする社会保険事務所の庁舎は58年11月に新築されていることが確認できる。また、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は、59年9月ころに払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、妻の申立期間と同様に申立てをしたもので、国民年金の加入手続も保険料の納付もしていなかったと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年5月から57年6月まで
② 昭和59年1月から61年1月まで

私は、20歳になった時に母から勧められて国民年金に加入し、義務だと思って国民年金保険料を納付してきた。昭和59年に結婚した後は、夫婦二人分の保険料を、納付に都合の良い金融機関等で納めてきた。社会保険事務所で保険料の納付記録を確認してもらった時、職員が手帳に会社名などを記入してくれ、「これで大丈夫ですよ、全部納付済み。」と言ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、夫婦二人の国民年金の加入手続をした後、納付書が届き何度にも分けて国民年金保険料を納付したこと、昭和60年12月の転居後に保険料の納付に出向いた社会保険事務所は、新しい建物であったことを具体的に説明している上、申立人が納付に行ったとする社会保険事務所の庁舎は58年11月に新築されていることが確認できる。また、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は、59年9月ごろに払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、上記の手帳

以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から61年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年1月まで

私は、市役所で国民年金の任意加入手続を行った上で、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間の1回のみである上、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間、48年9月及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和48年9月
④ 昭和49年1月から同年3月まで

私は、20歳になった時に、区役所又は区の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の手続や国民年金保険料の納付は、しっかり行ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の期間の国民年金保険料を、過年度納付していることが申立人の特殊台帳で確認でき、当該期間直後の期間の保険料は、申立人の所持する領収書から現年度納付していることが確認できる上、当該期間は6か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間③については、当該期間直後の期間は納付済みであり、申立期間④については、当該期間前後の期間は納付済みである上、当該期間は、それぞれ短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、印紙検認による納付の記憶が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年8月時点では、当該期間は過年度納付が可能であ

るが、保険料をさかのぼって納付した記憶がなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間、48年9月及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、住み込み先の洋裁店の店主から 20 歳になったら国民年金に加入するように勧められ、国民年金に加入し、お店に来た集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金への加入の動機が住み込み先の店主の勧めであったとする申立人の記憶は鮮明である上、その店主は、申立期間を含み自身の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が店に来ていた集金人に印紙検認により保険料を納付したとする納付方法及び保険料額は、申立期間当時の納付方法及び保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3004

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、結婚後、将来のことを考え国民年金に加入した。家計は私が管理しており、夫婦の国民年金保険料も私が納付していた。妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、結婚以来、家庭の金銭管理はすべて申立人が行い、夫婦の保険料も申立人が納付してきたと説明しており、申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付書により金融機関で納付してきた。申立期間の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料も国民年金加入初期の 52 年 4 月から納付している。また、申立人は申立期間の保険料及び付加保険料を納付するのに十分な資力があつたと考えられる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間及び37年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで

私の夫か義母は、私の申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を過年度納付した領収書を所持しており、当該期間の保険料を納付した38年10月31日時点では、時効により納付できない期間も含めて当該期間の保険料相当額を納付したものと認められ、これが還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。また、社会保険庁の記録上、当該申立期間は平成20年1月に未納と記録訂正されるまでは納付済みと記録されており収納処理事務に不合理な点があるなど、時効により保険料の納付を認めないのは、信義則に反すると考えられる。

申立期間②については、申立人は当該期間後は、保険料をすべて納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付されている上、申立人の夫は当該期間の自身の保険料を納付しており、当該期間は9か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 6 月から 55 年 11 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から 59 年 2 月まで

私の母は、私の国民年金保険料を家族の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和 57 年 1 月から同年 7 月までの期間については、56 年 10 月に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されている上、当該期間直前の 56 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間は記録上強制適用期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 57 年 8 月から 59 年 2 月までの期間については、申立人が所持している 54 年、55 年、57 年、58 年及び 59 年の源泉徴収簿等の社会保険料控除額（申告分）欄には、当該年の 4 月の国民年金保険料を 12 倍した金額や厚生年金保険に加入していた月を含めた金額が記載されているなど、その金額は各年の 1 月から 12 月までの納付すべき保険料の金額とは一致していない。また、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付に^{あいまい}関与していないため、保険料の納付状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳

の記号番号が払い出された 56 年 10 月時点では、申立期間①及び②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から平成元年 6 月まで
② 平成 14 年 4 月から 15 年 6 月まで

私は、昭和 63 年に会社を退職後、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付した。また、平成 10 年からは病気のため定職に就けず、毎年申請免除の手続を行っていた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が申請免除ではなく保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、会社を退職直後の昭和 63 年 8 月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人が国民年金保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認書等）が無く、また、申立人は平成 15 年度も区から送付された免除申請書用紙で申請を行ったと説明しているが、区が保存している 14 年度の免除申請書受付経過記録には、申立人の免除申請が却下された記録があり、区は、前年に免除申請を承認しなかった場合には免除申請書用紙を送付しないと説明していることなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年12月から8年3月までの期間及び8年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から8年3月まで
② 平成8年5月から同年7月まで
③ 平成10年1月
④ 平成11年12月

私は、会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行ってきた。滞納のお知らせを受けてすぐに国民年金保険料を納めたことも記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間よりも前の時期において厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、かつ、次の就職までの期間の国民年金保険料を納付していること、当該期間はいずれも会社退職後から次の就職までの期間であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳により確認できること、当該期間は4か月及び3か月とそれぞれ短期間であることなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立期間③当時には加入手続をしていないと説明している上、申立期間③及び④の期間に居住していた市区において保険料を納付した記憶は無いと説明しており、記録上も平成12年8月に国民年金加入期間として記録が整備されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月から8年3月までの期間及び8年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から38年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和48年4月から同年9月まで

私は、20歳になったころ、当時勤務していた店主を通じて国民年金に加入し、申立期間①は、店主が、私と同じように住み込みで勤務していた同僚の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間②及び③は、私が区役所や市役所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間は任意加入期間で、それぞれ6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、申立人の国民年金手帳の昭和43年10月から44年3月までの期間の検認印欄に「現納済」の記載があり、同様の記載のある当該期間直後の昭和44年度の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている元同僚は、当該期間の保険料を第1回特例納付で納付しており、それ以前には申立人と同様に、38年3月以前の保険料が未納となっていたなど、店主が当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を自分で納付していた記憶がある。また、申立期間③は、妻が近くの金融機関から夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間はそれぞれ3か月及び12か月と短期間である上、申立人は、当該期間の合間の期間が、重複納付により保険料を還付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を近くの金融機関から納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間前後を含め国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である上、昭和51年4月から52年3月までの期間の保険料は、重複納付により還付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から 61 年 6 月まで

私は日本舞踊の教室で働き始めてから、国民年金に加入し、区役所で国民年金保険料を納付していた。区役所にもいつでも行けたので、結婚するまで全期間納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②並びに申立期間③のうち 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は、会社退職直後の昭和 52 年 6 月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間①及び②の前後の期間並びに申立期間③の直前の期間の保険料を納付していること、申立人は 60 年 10 月に居住地はそのまま住民票を他市に移動しているが、60 年度分の保険料の納付書も受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、上記のとおり 60 年 10 月から住民票のみを他市に移動しており、当該市から当該期間の現年度納付書が申立人に届かなかった可能性がある上、当該期間直後の期間は過年度納付されていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 55 年 11 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 4 月ごろ前納しているはずである。保険料は、送られてきた納付書で郵便局又は銀行の支店で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月に国民年金に加入した後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 8 か月と短期間である上、申立人が保険料を納付したとする郵便局及び金融機関の支店は、申立期間当時開設されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直前の 1 年分及び直後の 4 か月分の保険料については、申立人の特殊台帳では納付済みであり、平成 19 年 11 月に納付記録が追加されているなど、行政側の記録管理に不適切な状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年10月から38年3月までの期間及び昭和39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

私は、夫と共に制度発足当初から国民年金に加入し、自宅に来訪する集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、また、申立人が一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫は、申立人の申立期間を含め、保険料を完納している。

さらに、申立期間及びその前後を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社、以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日、資格喪失日に係る記録を同年9月10日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年9月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和45年7月21日に入社し、その後、異動もあったが、グループ企業で49年7月1日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、当該人事記録には、申立人は、昭和45年7月21日「厚生年金保険に加入」と記載されていることから、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたはずであるとしている。また、申立人が記憶するA社の同僚は、申立人が申立期間において同社に勤務していたとしており、この同僚には、申立期間も厚生年金保険の加入記録がある。

加えて、申立人は、A社に勤務した後、関連企業3社に異動したが、この3社に勤務した期間は、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録があり、途中の欠落期間は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務

所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、届け出ていない可能性があるとしていること、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、当該得喪に係る届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所（現在は、C社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月21日から同年11月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社B営業所に勤務した申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同一事業所内の人事異動なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の社会保険事務担当者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年10月21日に同社本社から同社B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の前後の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社B営業所が社会保険事務所へ申立期間における届出を誤ったとしていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年10月1日）及び資格取得日（昭和21年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、160円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月1日から21年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、昭和20年10月1日から21年2月1日までの加入期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B工場において昭和19年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、20年10月1日に資格を喪失後、21年2月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、昭和20年11月1日におけるA社の職制表に申立人の氏名の記載があること及び申立人の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。また、当該同僚は、申立期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったと供述している。

さらに、申立人と同じ部署に所属していた複数の同僚については、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

加えて、A社が提出した資料によると、同社は昭和20年9月20日に全従業員に対していっせいに退職願を提出させながらも、再建要員として決定された2,865名については、同年10月12日からの出勤を求めるという取扱いがされていたことが確認できるところ、同社において昭和20年8月に決定された「従

業員戦後緊急措置要綱」四の「応召又ハ休職中ノ従業員給与措置」には「三ノ規定（臨時休業及臨時休業手当ノ支給方法）ニ拘ハラズ応召又ハ休職中ノ従業員ノ給与ニ関シテハ別命アルマデ取敢ヘズ従来通りトスルコト」とあることから、出勤停止期間においても、給与の支払い及び保険料控除が継続していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、160円とすることが妥当である。

一方、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年10月から21年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和58年12月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和58年9月は15万円、同年10月及び同年11月は16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から59年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和59年4月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の退職証明書から、申立人は、申立期間を含めA社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和58年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているところ、申立人については、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があるにもかかわらず、同社における被保険者資格の喪失日が、同社が全喪した同年9月30日となっているが、この処理は、同社が適用事業所でなくなった日の約3か月後の同年12月12日に手続きされ、申立人の政府管掌健康保険証は59年1月13日に回収されたことが記録されている。

そして、A社の被保険者の中には、申立人と同様に、昭和58年12月12日に、資格喪失日をさかのぼって処理されている者が7名確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社において昭和58年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、資格喪失の手続きがされた同年12月12日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭

和 58 年 9 月は 15 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 16 万円とすることが妥当である。

他方、申立期間の後半部分である昭和 58 年 12 月 12 日から 59 年 5 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録から勤務していたことは認められるが、A 社は、当該期間に適用事業所となっていない。

また、同僚からは、A 社が全喪した後の保険料控除について証言が得られず、さらに、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 58 年 12 月 12 日から 59 年 5 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月12日から同年3月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答があった。申立期間に同社の関連会社に異動したが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員名簿から判断すると、申立人は、申立期間を含めA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（平成5年3月12日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年1月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たとしていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（平成3年5月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年3月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成3年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月15日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を4,000円、同年7月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月30日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入事実が無い旨の回答をもらった。同社B支社から同社本社への人事異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び人事経歴台帳の記録から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年7月15日に同社B支社から同社本社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月及び同年8月の社会保険事務所の記録から、同年6月の標準報酬月額を4,000円、同年7月の標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月及び同年9月は38万円、4年10月から6年10月までは44万円、6年11月から8年3月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年8月から8年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年4月1日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から8年4月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年8月から同年10月までは34万円、4年11月から5年5月までは16万円、5年6月及び同年7月は18万円、5年8月から6年9月までは20万円、6年10月から8年3月までは22万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった平成4年8月から同年12月までの給与支払明細書及び8年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち、4年8月から同年12月までの期間及び8年1月から同年3月までの期間については、その主張する標準報酬月額(4年8月及び同年9月は38万円、4年10月から同年12月までは44万円、8年1月から同年3月までは38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立期間のうち、平成5年1月から7年12月までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、申立人から提出のあった銀行預金通帳の給与振込額を見ると、上記社会保険庁の記録にある標準報酬月額より高い金額となっており、当該給与振込額から、当該期間の

申立人の標準報酬月額は、5年1月から6年10月までは44万円、6年11月から7年12月までは38万円であって、これら標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書における厚生年金保険料控除額は、申立期間当時において、いずれも社会保険庁の記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料より高くなっていることから、同社では、申立期間当時、当該同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所に届け出ていることが認められ、申立人についてもこれらの同僚と同じ扱いを受けていたことが推認される。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成4年8月から同年12月までの給与支払明細書及び8年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額並びに銀行預金通帳の給与振込記録から判断すると、4年8月及び同年9月は38万円、4年10月から6年10月までは44万円、6年11月から8年3月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月から8年9月までは17万円、8年10月は24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年8月から8年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年11月21日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から8年11月21日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年8月及び同年9月は10万4,000円、4年10月から5年9月までは11万円、5年10月から6年9月までは11万8,000円、6年10月から8年7月までは12万6,000円、8年8月から同年10月までは14万2,000円となっている。

しかし、申立人から提出のあった平成8年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち、8年1月から同年10月までの期間については、その主張する標準報酬月額(8年1月から同年9月までは17万円、8年10月は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立期間のうち、平成4年8月から7年12月までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、申立人から提出のあった銀行預金通帳の給与振込額を見ると、上記社会保険庁の記録にある標準報酬月額より高い金額となっており、当該給与振込額から、当該期間の申立人の標準報酬月額は17万円であって、当該標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書における厚生年金保険料控除額は、申立期間当時において、いずれも社会保険庁の記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料より高くなっていることから、同社では、申立期間当時、当該同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所に届け出ていることが認められ、申立人についてもこれらの同僚と同じ扱いを受けていたことが推認される。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成8年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額及び銀行預金通帳の給与振込記録から判断すると、4年8月から8年9月までは17万円、8年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、平成8年分の源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月から6年10月までは41万円、6年11月から8年9月までは36万円、8年10月から同年12月までは44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年8月から8年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から9年1月20日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から9年1月20日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年8月及び同年9月は36万円、4年10月は34万円、4年11月から5年4月までは14万2,000円、5年5月から同年7月までは16万円、5年8月から6年7月までは18万円、6年8月から8年9月までは20万円、8年10月から同年12月までは22万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書及び平成8年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(4年8月から6年10月までは41万円、6年11月から8年9月までは36万円、8年10月から同年12月までは44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年8月から6年10月までは41万円、6年11月から8年9月までは36万円、8年10月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月は32万円、4年9月から6年10月までは30万円、6年11月から8年9月までは26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年8月から8年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年10月20日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から8年10月20日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年8月及び同年9月は24万円、4年10月は22万円、4年11月から6年7月までは17万円、6年8月から7年9月までは20万円、7年10月から8年9月までは19万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書及び平成8年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(4年8月は32万円、4年9月から6年10月までは30万円、6年11月から8年9月までは26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年8月は32万円、4年9月から6年10月までは30万円、6年11月から8年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年8月から7年12月までは15万円、8年1月から同年9月までは16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成5年8月から8年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から8年10月20日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた平成5年8月1日から8年10月20日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成5年8月から6年7月までは11万円、6年8月から8年9月までは13万4,000円となっている。

しかし、申立人から提出のあった平成5年8月から6年4月までの給与支払明細書及び8年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち、5年8月から6年4月までの期間及び8年1月から同年9月までの期間については、その主張する標準報酬月額(5年8月から6年4月までは15万円、8年1月から同年9月までは16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立期間のうち、平成6年5月から7年12月までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、申立人から提出のあった銀行預金通帳の給与振込額を見ると、上記社会保険庁の記録にある標準報酬月額より高い金額となっており、当該給与振込額から、当該期間の申立人の標準報酬月額は15万円であって、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚が保有する給与明細書における厚生年金保険料控除額は、申立期間当時において、いずれも社会保険庁の記録にある標準報酬月額から求められる厚生年金保険料より高くなっていることから、同社では、申立期間当時、当該同僚の標準報酬月額について、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所に届け出ていることが認められ、申立人についてもこれらの同僚と同じ扱いを受けていたことが推認される。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び銀行預金通帳の給与振込記録から判断すると、平成5年8月から7年12月までは15万円、8年1月から同年9月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年8月から6年7月までは19万円、6年8月から同年10月までは22万円、6年11月から8年9月までは19万円、8年10月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年8月から8年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年11月21日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年8月1日から8年11月21日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年8月から同年10月までは11万8,000円、4年11月から5年9月までは13万4,000円、5年10月から6年9月までは14万2,000円、6年10月から8年9月までは15万円、8年10月は16万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書及び平成4年から8年までの源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(平成4年8月から6年7月までは19万円、6年8月から10月までは22万円、6年11月から8年9月までは19万円、8年10月は26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年8月から6年7月までは19万円、6年8月から10月までは22万円、6年11月から8年9月までは19万円、8年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑩のうち、昭和52年12月1日から54年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が52年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和52年12月1日から54年3月1日までの標準報酬月額は8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月から35年4月1日まで
② 昭和40年2月から同年7月1日まで
③ 昭和41年1月4日から同年3月まで
④ 昭和41年3月から同年8月23日まで
⑤ 昭和42年10月21日から同年12月まで
⑥ 昭和43年6月から同年12月まで
⑦ 昭和44年1月7日から44年8月まで
⑧ 昭和45年5月21日から46年5月まで
⑨ 昭和46年8月29日から49年12月まで
⑩ 昭和50年2月から54年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②及び③についてはB株式会社に、申立期間④及び⑤についてはC株式会社D工場に、申立期間⑥についてはE株式会社F工場に、申立期間⑦についてはG株式会社に、申立期間⑧についてはH株式会社に、申立期間⑨についてはI株式会社に、申立期間⑩については、J産業に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑩のうち、昭和52年12月1日から54年3月1日までの期間については、申立人と同姓同名で、生年を異にする基礎年金番号に未統合の厚生年

金保険被保険者記録が確認でき、また、申立人の供述等から、当該記録は申立人の記録であり、申立期間⑩に係る事業主は、申立人がJ産業において昭和52年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間⑩のうち、昭和50年2月から52年12月1日までの期間については、J産業の人事記録等の関連資料が残っていないため、申立人が申立期間について同社に勤務していたことを確認する方法等が見当たらないほか、同僚等の証言も得ることができず、厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人については、申立期間⑩のうち、昭和50年2月から52年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑩のうち、昭和50年2月から52年12月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和52年12月1日から54年3月1日までの標準報酬月額は8万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、申立期間①から⑨までの期間については、申立期間当時の事業主及び同僚等とは連絡が取れないため、証言を得ることができず、かつ、申立期間①から⑨までの期間に係る事業所には、人事記録等の関連資料が残っていないため、申立人が申立期間①から⑨までの期間に係る事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所の保管する申立期間①から⑨までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人については、上述の事情により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、34万円に訂正する必要がある。

ただし、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額については、既に34万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消す必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から8年12月まで

A社を退職する1か月前に、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた額に見合う額と相違していることが判明した。同社は、平成11年1月に社会保険事務所に記録の訂正の申立てを行ったが、厚生年金保険法の徴収する権利の時効により、当該記録訂正は、約2年間しか行われなかった。

申立期間の給与明細書は、社会保険事務所に記録訂正の際に提出したが、返却されなかったために保有していないが、申立期間は給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、実際に控除されていた額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和63年4月から平成11年1月まで勤務していたが、そのうち、社会保険事務所に届出されている、申立期間の平成6年3月から8年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に事業主により給与から控除されていた標準報酬月額と相違していると申立てている。

一方、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）において、当初、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年2月までは36万円、6年3月から7年3月までは18万円、7年4月から10年12月までは9万

2,000円と記録されていた。しかし、平成11年2月3日に上記期間のうち、8年10月から10年12月までの標準報酬月額が34万円に記録訂正されている。

これについて、A社の元事業主は、社会保険事務所に当初届出た申立期間を含む平成6年3月から10年12月までの申立人に係る標準報酬月額については、誤っていたため、11年1月に実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届出を行ったが、厚生年金保険法の徴収する権利の時効により、平成8年10月からの約2年間分しか訂正されなかったとしている。

そして、申立人は、A社が社会保険事務所に訂正の届出をした際に同行し、申立期間を含む給与明細書を提出したが、これを返却してもらえなかったため、現在は当該給与明細書を保有していない。さらに、同社の元事業主は、社会保険事務所に對し当該届出の際、申立人については、申立期間を含む平成6年3月から10年12月までの給与明細書を提出するとともに、同社も、同期間の申立人に係る賃金台帳の写しを提出したが、同社は、平成15年5月に閉鎖しており、申立人の賃金台帳等については処分したため、現在は保有していないとしている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までは、A社が社会保険事務所に訂正届出の際、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき記録訂正されているものの、当該期間は保険給付が行われないこととなっている。この処理は、平成8年の標準報酬月額算定基礎届により行われたものと考えられ、同算定基礎届は、申立人の同年5月から7月までの3か月間の給与から保険料が控除されていた額に見合う報酬月額を基に算定され、同年10月以降の標準報酬月額になったものと認められることから、申立期間のうち平成8年5月から同年9月までの標準報酬月額は34万円とすることが相当である。さらに、申立期間のうち平成6年3月から8年4月までの標準報酬月額については、実際の報酬月額及び保険料控除額は、当時の給与明細書及び賃金台帳がないため確認できないが、申立人及び事業主は、当該給与明細書を社会保険事務所に提出したとしており、加えて、同社は、社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の誤りを認めており、申立人の同社における申立期間直前の標準報酬月額から、平成8年の同算定基礎届に基づき算定された標準報酬月額の34万円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間(平成8年10月から同年12月までの期間は除く。)の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、社会保険事務所は、平成6年3月から8年12月までの標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、その結果、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月4日から37年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金を受給したとされる日には、海外で居住しており、脱退手当金を受給することは有り得ないため、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月にA社の社員として海外に出国しており、脱退手当金が支給されたとされる同年9月ごろに、同社を退職したという認識はなく、このため、脱退手当金の受給手続を行うことは有り得ないと供述しているところ、申立人のパスポートにより、申立人が同年8月に同社社員として海外に出国していることが確認できる。

また、申立人のパスポートに記載されている出入国記録により、申立人は、脱退手当金の支給日（昭和37年9月21日）を含む37年8月8日から41年1月31日まで海外にいたことが確認でき、海外の金融機関における遠隔地払いや口座振替ができなかったこと及び申立人が脱退手当金を支給されたとされる日に日本国内の金融機関に口座を開設していなかったと供述していることから、申立人が脱退手当金を受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 29 年 2 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで

58 歳の時、社会保険事務所に年金受給額を照会したところ、申立期間の脱退手当金が支給されている旨の説明を受けた。

しかし、申立期間当時、脱退手当金の制度について承知しておらず、受給に係る手続を行った記憶も無いので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証には当該表示が無い。

そして、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の様式は、昭和 19 年 6 月から 29 年 4 月までの期間に使用されていたものであることから、当該被保険者証の再交付を受けたものとは考え難い。

また、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、事業所から脱退手当金についての説明は受けておらず、自分で社会保険事務所に出自き、脱退手当金の受給手続を行ったと供述しており、事業所は脱退手当金の代理請求を行っていなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 28 日まで
② 昭和 44 年 6 月 20 日から 48 年 10 月 26 日まで
平成 19 年 2 月に社会保険事務所に年金受給額を照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨説明を受けた。
しかし、脱退手当金を支給された記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立に係る事業所からの回答により、申立期間の脱退手当金は、事業主による代理請求によるものとは考え難い。

また、脱退手当金の支給手続を行ったとされる社会保険事務所においては、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給した旨表示していたと説明しているところ、当該社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には当該表示が無い。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、現在まで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和 49 年 1 月 30 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 48 年 12 月 5 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東京厚生年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社(同社は、申立期間中に、B社に名称変更。以下、同じ。)における資格喪失日は、平成4年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年12月から4年8月までの標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年9月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和60年にA社に入社後、申立期間中に同社の名称はB社に変わったものの、継続して同じ業務で勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成4年9月1日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、3年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成3年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社の全喪日以降の5年10月6日に行われており、この間には、①申立人に係る4年10月の標準報酬月額の定時決定が行われた後、5年3月12日に同定時決定が取り消され、また、②4年8月31日にさかのぼった申立人の資格喪失処理が5年3月12日に行われ、さらに、③②に係る資格喪失の記録が5年10月6日に取り消されている。

また、申立人と同様に、平成4年10月の標準報酬月額の定時決定や、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の日付で記録されていた資格喪失日の取

消処理がさかのぼって行われている同僚が複数名存在する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、平成3年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立期間に係る4年9月1日であると認められる。

また、平成3年12月から4年8月までの標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行（現在はB銀行。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年11月15日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月15日から同年12月1日まで
昭和22年にA銀行に入社してから、54年まで継続して勤務してきたが、同社D出張所開設のためにC支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A銀行に対する照会回答結果及び申立人の申立期間についての詳細な記憶から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和33年11月15日に同社本店から同社C支店に異動し、同年12月1日に同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年10月及び同年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料は保存していないが、正社員は全員を厚生年金保険に加入させていたことから、申立人についても保険料を納付したと主張するが、この理由からは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

また、事業主が申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和 33 年 11 月 15 日を資格喪失日として届け、同年 12 月 1 日を資格取得日として届けた結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年9月10日、資格喪失日に係る記録を同年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月10日から同年12月5日まで
昭和36年9月にA社C支店から同社B支店に転勤し、同支店でC支店と同様に営業セールスを行って3か月間勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社B支店に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和36年9月10日に同社C支店から同社B支店に転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が平成6年3月31日から同年10月31日まで勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、平成6年3月31日から同年11月1日までの厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月28日から同年9月1日まで
② 平成6年3月31日から同年11月1日まで

平成2年3月28日から6年10月31日までA社に勤務していたが、2年9月1日から6年3月31日までの厚生年金保険加入記録はあるものの、申立期間の加入記録が無い。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

②の期間については、A社が作成している平成6年給与支払報告書により、申立人が、申立期間に係る平成6年3月31日から同年10月31日まで同社に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、平成6年2月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は平成6年3月31日に適用事業所ではなくなっているが、申立期間において法人格を有していることから、当

時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、①の期間については、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立期間当時の同僚1名に照会したところ、保険料控除の有無については記憶が無いが、申立人及び従業員の多くは歩合制の日給月給であったと供述している。

さらに、申立期間のうち、平成2年3月28日から同月31日までの期間については、社会保険事務所の記録により、他社において厚生年金保険の加入記録を有していることが確認できる。

加えて、A社の元事業主及び経理担当者に照会したが、所在先不明により、回答を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和49年12月21日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を当該日とすることが必要である。

なお、申立期間の昭和49年4月から同年11月までの標準報酬月額については、12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月25日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和43年9月10日から49年12月21日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、昭和49年4月25日から同年12月20日までについても同社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿では、申立人については、昭和49年4月25日に被保険者の資格を喪失した旨の記録があるにもかかわらず、その約5か月後の同年10月1日に健康保険遠隔地証を交付した旨の処理が行われている。

また、当該A社の被保険者名簿の各被保険者欄では、定時決定の記録は、標準報酬月額に変更のあった者についてのみ記載され、変更のなかった者については記載されないことが慣行的になされており、申立人については、昭和49年10月の定時決定の記録はないものの、上記のとおり同月に健康保険遠隔地証の交付の記録があることから同月の定時決定に係る届出は行われたものの、標準報酬月額に変更がなかったために、記録されていないものと認められ、同時点において同社に勤務していたことが推認できる。

このため、社会保険事務所において、申立人が昭和49年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和49年4月25日に被保険者の資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、雇用保険の離職日の翌日である49年12月21日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間の、昭和49年4月から同年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月1日まで
60歳になって、社会保険事務所で年金受給の手続きをしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、当時は脱退手当金という制度を知らず、請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、被保険者原票に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある女性被保険者10名のうちオンライン記録に支給記録がある者は、申立人を含む3名に過ぎず、7名については支給記録が無いが、その理由は不明である上、申立人のオンライン記録の支給額と被保険者名簿の標準報酬月額記録から計算される支給額は一致せず、支給記録の支給額に疑義がうかがえるなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和21年6月7日に支給されたこととなっているほか、被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は17名中3名と少ない上、3名全員が喪失日から6か月以上経過後に支給されたこととなっており、かつ、申立人と同郷でともに退職した同僚も脱退手当金を受給していないことから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「当時は脱退手当金という制度を知らなかった」、「勤めていた事業所が、終戦によりいったん閉鎖されたので、これを契機に同郷の同僚と一緒に四国に帰り、以後は郷里から離れることなく暮らしていたので、脱退手当金を受給するはずがない」と主張しているところ、社会保険事務所の記録から、当該同僚については、脱退手当金の支給記録は無く、厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できるなど、「脱退手当金制度を知らず、受給していない」とする申立内容は信ぴょう性が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 24 日から 44 年 5 月 16 日まで
58 歳になって、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。
しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、直接受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 45 年 5 月 22 日に支給されたこととなっている上、請求期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 26 名中 4 名と少なく、このうち 3 名は喪失日から 10 か月以上経過後に支給されたこととなっていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の期間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、最初の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から45年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を勤務先で集金人に納付していた。また、申立期間②の保険料は一時的に納付が遅れていたが、区の窓口で納付相談をし、すべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間当時の保険料額や納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年10月の時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間中に転居しているが、国民年金の住所変更手続きを行った記憶が曖昧である上、転居前の区が保管する手帳記号番号払出簿に、昭和44年時点で申立人の現住所が把握できないことを示す「不在」の表示がされており、手帳記号番号が連番で払い出されている妻も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで
私の母は、市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、自身の国民年金加入手続や保険料の納付に関与しておらず、代理で手続等を行ったとする母親は、加入手続時期、保険料の納付方法、納付したとする保険料額等、納付の状況に関する記憶が曖昧で、申立期間当時の納付状況が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている弟も、申立期間は未加入で保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親も、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が不明確であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年6月まで

私は、会社を退職した直後に区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、区役所で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入時期、保険料額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は、申立期間直後の昭和50年7月に任意加入しているが、任意加入の保険料は、制度上、加入した月の分から納付することができるものであるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2931

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から42年12月まで

私は、昭和45年ごろに特例納付という制度を知り、46年春ごろ、それまで未納であった国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、特例納付した期間等の記憶が曖昧である上、納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付で納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月、同年8月及び38年5月から41年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月
② 昭和37年8月
③ 昭和38年5月から41年4月

私の国民年金保険料は、義妹が納付をしており、義妹のノートに私の分の保険料を納付した記載があることが見つかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義妹から当時の納付状況等を聴取することができないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人は、義妹のノートに申立人の国民年金の加入及び保険料の納付に関する記載があると説明しており、申立人から提出された当該ノートには、申立人の国民年金手帳の記号番号及び「昭和35年10月1日から昭和41年5月1日まで5年6か月」との記載があるが、昭和35年10月から36年3月までは国民年金制度発足前の期間であり、保険料の徴収は行われていなかったこと、記載されている国民年金手帳記号番号は55年8月以降に払出されていることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年2月まで
私は、昭和47年3月ごろに、国民年金保険料を一括で納付しましたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳では申立人が申立期間当時に居住していた住所地への移転及び国民年金への加入記録は確認できず、さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が手帳記号番号の払出を受けた当時居住していた市の被保険者名簿も同様となっていることから、申立期間の保険料を当該手帳記号番号により納付することは困難であったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳は昭和38年6月発行の一冊のみであり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から同年9月までの期間及び60年2月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から同年9月まで
② 昭和60年2月から61年9月まで

私は、厚生年金保険の資格を喪失する都度、国民年金への切替加入手続をし、私が私と妻の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した平成元年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人自身も当該時点以前に別の年金手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで
私は、市役所で国民年金保険料の未納分を特例納付で全額納めるよう言われ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付期間、納付場所、納付金額等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、市役所窓口において保険料の特例納付の手續及び納付をしたと説明しているが、申立期間当時、市役所窓口では特例納付の保険料の収納業務は行っていなかったことが確認できる上、申立人が自分の分と合わせて特例納付したとする申立人の妻も、申立期間における自身の国民年金保険料は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

私は、市役所で夫婦二人分の国民年金保険料として、約5万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が自分の分と合わせて納めたと説明する妻も当該期間の自身の保険料は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私の国民年金保険料は、亡くなった妻が特例納付制度により納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻からは当時の納付状況を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人の保険料を一緒に納付していたと説明する妻は、申立期間の自身の保険料は未納であるなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2945

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年7月まで
私は、昭和63年に会社を休み、それまで未納になっていた部分の国民年金保険料を納めに行き、時効にかからない部分を一括で納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の昭和42年3月に払い出された国民年金手帳の記号番号は、45年から平成9年まで不在者となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が新たに払い出された平成3年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年8月まで

私は、会社退職後に年金継続のため、国民年金の加入手続を行った。私が忙しいときは、同居していた弟に国民年金保険料を納付してもらったことも憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、区の出張所の窓口で加入手続を行い、その後、印紙検認及び納付書で毎月又は数か月に一度、保険料を納付したと説明しているが、当該区では、申立人が当時居住していた期間を通じて現年度の保険料の納付方法は、印紙検認方式のみであった上、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、納付したとする金額は当時の保険料額と大きく異なっていること、昭和44年11月に他の区に転居した後の保険料の納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年4月までの期間、47年6月から51年9月までの期間、57年7月から58年3月までの期間、58年7月から同年9月までの期間、60年7月から同年9月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、61年7月から同年9月までの期間及び62年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年4月から47年4月まで
②昭和47年6月から51年9月まで
③昭和57年7月から58年3月まで
④昭和58年7月から同年9月まで
⑤昭和60年7月から同年9月まで
⑥昭和61年1月から同年3月まで
⑦昭和61年7月から同年9月まで
⑧昭和62年3月から同年9月まで

私は、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を納めてきた。申立期間①及び②については市役所の支所で、申立期間③以降の期間については区役所の出張所で保険料を納めたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間を通じて、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年頃に転居した市で昭和52年4月に払い出されており、申立人も転居後に初めて国民年金に加入したと説明していること、当該払出時点では、当該期間のうち大部分は時効により納付できない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③から⑧までについては、約5年間で申立期間は6回に及

び、これだけの回数の事務処理を当時申立人が居住していた区が続けて誤ることも考えにくいことから、当該期間の保険料を納付していたものとは考えられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月、41年7月及び同年8月、42年7月、42年8月から45年10月までの期間、49年3月から同年9月までの期間並びに55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和41年7月及び同年8月
③ 昭和42年7月
④ 昭和42年8月から45年10月まで
⑤ 昭和49年3月から同年9月まで
⑥ 昭和55年2月及び同年3月

私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続は妻が行い、国民年金保険料も妻が納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする妻から当時の納付状況等を聴取することはできないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である。さらに、妻は、20歳到達以降昭和61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金に未加入であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年1月頃に払い出されているが、当該払出時点では申立人は厚生年金被保険者期間であり、当該手帳記号番号は、当時申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿において昭和46年に届出により資格喪失した旨の記載があるなど、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで
私は、昭和51年に国民年金に任意加入し、区役所事務所で国民年金保険料を毎月納付していた。途中でやめているはずがなく、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、また、申立人が所持する国民年金手帳から、昭和58年5月に国民年金の資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が居住していた区が保管している被保険者名簿からも、昭和58年5月27日に喪失の申出、同28日に資格を喪失していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の妻は、私の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間中の妻自身の保険料も未納であること、申立人は、加入手続を行ったとする市には、申立期間当時は居住しておらず、当該市で加入手続を行うことはできないことなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで
② 昭和40年1月から43年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は自分で納付しており、申立期間②の保険料については、私が妻と弟の保険料と一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付したとする妻も、申立期間②のうち、結婚後の昭和41年11月から43年3月までの期間の保険料が未納になっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年12月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年9月まで

私の夫は、当時夫婦で営んでいた店に来ていた集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の夫の保険料が納付済みとなっていて、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとする夫は、申立期間当時は申立人の保険料を納付した記憶が無いとしているなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間の大部分が時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月、50年1月から52年3月までの期間及び54年4月から平成5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月
② 昭和50年1月から52年3月まで
③ 昭和54年4月から平成5年1月まで

私は、昭和49年ごろに市役所に婚姻の届出をした際に、国民年金に加入するように言われ加入手続をした。その後、国民年金保険料は納付書で市役所に納付しており、保険料の督促時も納付書で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付したとする夫は、申立期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年9月まで

私の国民年金保険料は、60歳前に息子が社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、窓口で未納期間が3年くらいあり年金は受給できないが、未納分を納めれば年金を受給できると言われ、後日、息子が社会保険事務所で約26万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとする息子は、保険料を一括納付した時期、納付方法及び納付場所の記憶が曖昧であり、一括納付したとする金額は、60歳到達時に申立期間の保険料を納付した場合の金額と異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が保険料を一括納付したとする昭和62年10月時点では、申立期間のうち昭和59年4月から60年8月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年12月まで

私の元夫は、私の国民年金の加入手続をして、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の元夫の保険料が納付済みになっていて、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の元夫の証言も得られないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月及び同年9月並びに55年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年8月及び同年9月
②昭和55年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。社会保険庁の説明では申立期間の保険料は、当該期間に厚生年金に加入した期間の分なので還付したとのことであった。しかし、私は還付を受けた記憶も、還付手続をした記憶もなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しているものの、当該期間は厚生年金に加入した期間であるため、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについての不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳等には、申立期間の還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から55年11月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和48年4月に夫が区役所で行い、それからは、夫か私が、納付書により国民年金保険料を金融機関で納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和55年12月に任意加入により国民年金の資格を取得していることが記載されており、申立人は同年12月に国民年金に任意加入し、手帳記号番号が払い出されているものと考えられ、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する昭和56年1月に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月、同年3月及び平成13年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月及び同年3月
② 平成13年5月から同年7月まで

私は、国民年金保険料の未納分があることを区役所から指摘され、送られてきた納付書で未納分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続、保険料の納付等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の記号番号は、平成4年4月に厚生年金保険の資格を取得した際に払い出されたものであり、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していたことはない^{あいまい}と説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私は、大学入学後の平成元年6月ごろに、市役所の出張所で国民年金に任意加入し、以後は、毎月、納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続、加入時期、保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である上、大学生が、制度上、加入しなければならなくなったのは平成3年4月以降であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年4月に国民年金に加入しており、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、現在所持する同年4月に払い出された年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年9月まで

義父は、昭和52年5月ごろに、区役所に行き、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、義父が申立期間の保険料を納付したとされる時期は、特例納付の実施期間外である上、納付したとする保険料額は、直近の第3回特例納付で納付した場合の保険料額とも大きく異なっているなど、義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2974

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年9月まで

私の父は、昭和52年5月ごろに、区役所に行き、私たち夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、父親が納付したとされる時期は、特例納付の実施期間外である上、申立期間の保険料を納付したとする保険料額は、直近の第3回特例納付で納付した場合の保険料額とも大きく異なっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの期間、39年5月から40年11月までの期間及び40年12月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年4月まで
② 昭和39年5月から40年11月まで
③ 昭和40年12月から50年12月まで

私は、昭和36年に、義理の姉と一緒に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を集金人に支払ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時に納付したとする保険料額及び当時の納付方法である印紙検認方式による保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人の所持する国民年金手帳においても、申立人は昭和39年5月に任意加入しているものの、40年12月に国民年金の資格を喪失していること、その後、51年1月に任意加入により国民年金の資格を取得していることが確認できる上、申立人が36年に一緒に任意加入したと説明する申立人の義姉は、53年1月に任意加入しており、申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年6月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から同年9月までの期間、59年1月から60年3月までの期間及び60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月から同年9月まで
② 昭和59年1月から60年3月まで
③ 昭和60年12月

私の両親は、申立期間①及び②の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私は、申立期間③の保険料を区役所で納付し、昭和62年5月に結婚した際、未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間①及び②については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の保険料の納付状況が不明確である。

申立期間③については、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、昭和62年5月に未納となっていた保険料をさかのぼって納付したとする納付金額等に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年12月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの期間、46年7月から47年3月までの期間及び53年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から42年3月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和53年1月から56年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、元夫の保険料と一緒に集金人に納付したはずであり、申立期間③は、私の分のみ集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立期間①及び②については、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手順に関する記憶が曖昧である上、保険料と一緒に納付したとする元夫は、申立期間①の一部及び申立期間②の保険料が未納であり、申立期間③については、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の元妻が納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の元妻は、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は行っていないと説明している上、元妻自身も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間直後の期間の保険料は、時効にかかる期間を除いて過年度納付されているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年3月まで

私は、40歳代のころ、特例納付制度があることを知り、夫の国民年金保険料と一緒にまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、特例納付をしたとする納付金額に関する記憶が曖昧である。

さらに、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、夫自身の年金の受給資格を満たすために必要となる120か月分の保険料を特例納付しており、申立人についても、年金の受給資格を満たすために必要な期間は76か月であったため昭和36年4月から42年7月までの76か月分の保険料を第3回特例納付により納付したものと考えることが自然である。申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年5月から同年9月まで

私は、私が失業した昭和61年5月に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を私又は妻が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその妻は、申立期間の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの期間の保険料は平成元年1月に過年度納付されており、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を当時集金に訪れた市職員に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の自身の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年3月まで
私は、昭和37年4月から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年10月までの期間、53年5月から同年9月までの期間及び55年11月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から49年10月まで
② 昭和53年5月から同年9月まで
③ 昭和55年11月から56年12月まで

私は、昭和45年6月の会社退職後、区役所で加入手続を行い、私の勤務先の商店又は夫の勤務先の会社が、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の商店及び申立人の夫の勤務先の会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①については、申立人の勤務先の商店が区役所に保険料を納付し、申立期間②については、申立人自身が区役所に納付し、申立期間③については、申立人の夫の勤務先の会社が給料から天引きして納付したと思うと説明するにとどまり、納付時期、納付方法、納付額等の納付状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から54年9月まで
私の養母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の養母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の養母から当時の納付状況等を聴取することができないため、納付場所、納付金額等の納付状況が不明確であるなど、申立人の養母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年1月時点では、申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年2月まで
私は、母親から、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況等が不明確であり、母親は申立期間が未加入となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年7月までの期間、48年8月から53年9月までの期間及び57年1月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

また、昭和56年1月から同年6月までの期間の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年7月まで
② 昭和48年8月から53年9月まで
③ 昭和56年1月から同年6月まで
④ 昭和57年1月から平成3年2月まで

私は、申立期間①、②及び④の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、私は、申立期間③の保険料を納付しており、還付を受けたことはない。申立期間の保険料が還付され、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、②及び④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①については、保険料を納付書によって納付したとする方法は、申立人が居住していた区が当時採っていた印紙検認方式による納付方法と相違していること、申立期間②については、申立期間②当初婚姻していたとする元妻は、婚姻期間中未納となっていること、申立期間④については、当時婚姻していた前妻は、申立期間④の大部分が未加入となっていることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年7月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の還付整理簿には、還付対象期間及び還付金

額が、還付決定日及び還付支払日とともに明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する未還付や誤還付により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間③の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの期間及び39年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年6月まで
② 昭和39年2月から同年4月

私は、申立期間は国民年金に加入して、保険料を納付していた。また婚姻後は妻が保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人は申立期間②の保険料を妻が納付していたと説明し、妻は申立人の母親が納付していたのではないかと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2998

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

私は、昭和40年に新たな理髪店に勤務したが、その店主は、転居に関する手続を全部してくれ、その際、私の国民年金や国民健康保険の住所変更も一緒にしてくれたと思う。その後、勤め先の店に来ていた集金人に保険料を自分で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、転居の際の国民年金の住所変更手続は、新たな勤め先の店主が行ったとしており、自身は手続に関与しておらず、勤務先の店主は保険料の納付状況等について聴取することができないため、当時の住所変更の手続状況が不明確であり、申立期間の保険料の納付状況に関する説明が具体的でない上、申立人の特殊台帳には住所変更の記載がなく、「不在 43」と記載されている。さらに、申立人は、申立期間当時に居住していた市から昭和41年9月に他区に転居し、42年5月ごろに新たに国民年金手帳の記号番号が払い出され、43年11月26日に申立期間直後の昭和41年度の保険料を過年度納付しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの期間及び平成3年9月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年10月から61年3月まで
② 平成3年9月から6年10月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料の納付書が届けば納めていたはずである。申立期間②については、夫が保険料の催告状を受け取って社会保険事務所の職員と電話で相談した後、知人から100万円を借りて、私が二人分の保険料80万円弱を社会保険事務所で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、保険料額及び納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳から、昭和59年8月に国民年金の資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者資格を取得していることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が納付したと説明する金額は、催告状に記載されている金額と大きく異なり、当該期間直後の平成6年11月から8年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる上、納付したと説明する8年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から6年10月まで

私は、国民年金保険料の催告状を受け取って社会保険事務所の職員と電話で相談した後、知人から100万円を借り、妻が二人分の保険料80万円弱を社会保険事務所で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻が納付したと説明する金額は催告状に記載されている金額と大きく異なり、当該期間直後の平成6年11月から8年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる上、納付したと説明する平成8年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から45年10月まで
私は、20歳になって区役所から国民年金の加入に関する通知をもらい、父親から「結婚するまでは、自分の分と一緒に国民年金保険料を払ってあげる。」と言われ、書類を見せてもらった記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年1月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立人は父親から自身の年金手帳を渡された記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3002

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、納付の案内が届いたので納付を行った。その後、還付処理が行われたとされているが、保険料の還付を受けた覚えはない。区役所の職員が保険料を受領したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料は、昭和54年6月18日に第3回特例納付により納付したことが確認できるものの、申立期間は任意加入期間であり、特例納付による保険料の納付は制度上できない期間である。また、申立人の還付整理簿には、還付理由、還付金額及び還付決定日が記載されており、この還付記録自体には不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの期間及び昭和41年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年7月まで
② 昭和41年8月から43年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金保険料をすべて納付してきた。60歳時に保険料の未納期間があるか確認したところ、すべて納付されているということだったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、住民票上の住所と申立人が居住していたと主張する区は異なっており、住民票上の区で最初の国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、当該区では国民年金への加入手続及び保険料の納付の記憶がない。

また、申立期間②については、申立人は、申立人が居住していたとする区に住民票を移転した後の納付方法についての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、最初の手帳記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、当該手帳記号番号以前に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの期間及び昭和41年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年7月まで
② 昭和41年8月から43年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金保険料をすべて納付してきた。60歳時に保険料の未納期間があるか確認したところ、すべて納付されているということだったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、住民票上の住所と申立人が居住していたと主張する区は異なっており、住民票上の区で最初の国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、当該区では国民年金への加入手続及び保険料の納付の記憶がない。

また、申立期間②については、申立人は、申立人が居住していたとする区に住民票を移転した後の納付方法についての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、最初の手帳記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、当該手帳記号番号以前に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの期間及び5年6月から7年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年3月まで
② 平成5年6月から7年6月まで

私は、時期は憶えていないが、区役所の年金担当者から「今ならぎりぎりさかのぼって国民年金保険料を納めることができるので、納付期限が来る前に納めた方が良い。」と言われたことから、数年分の納付書を送付してもらい、都民税、区民税と一緒に10万円以上の金額を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金に加入した時期及び場所の記憶がない上、さかのぼって納付したとする保険料額が申立期間の保険料額と一致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年10月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年9月まで

私の両親は、国民年金保険料を集金に来ていた町会の役員に家族全員の保険料を納付していた。兄や姉は昭和36年から保険料を完納しているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年5月まで

私の母は、平成元年に私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私が申立期間の国民年金保険料を納付していた。平成2年及び3年の源泉徴収簿には社会保険料控除の金額も記載されており、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が保管していたとする平成2年及び3年の源泉徴収簿に社会保険料控除申告分として記載されている金額は、国民年金保険料とは明示されておらず、申立期間の国民年金保険料の額とも一致していない。また、申立人は納付したとする保険料の金額についての記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月及び39年10月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月
② 昭和39年10月から44年9月まで

私は、昭和53年8月に納付状況のお知らせのはがきが届き、区民館に行き国民年金保険料を第3回特例納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が第3回特例納付で納付したとする金額は申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の納付金額と異なる上、申立人は、保険料を納付したとする月数などの納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3015

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで

私の妻は、昭和50年9月に区役所で私の申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻は、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年6月まで

私は、昭和50年9月に区役所で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、第2回特例納付の納付対象期間ではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年9月時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3017

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から平成2年12月まで

私の国民年金保険料は、昭和48年9月の婚姻より前に美容室に住み込みで働いていた時には私の雇用主が、婚姻後は義父が、納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主及び義父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の雇用主及び義父から当時の保険料の納付状況を聴取することが困難であるため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確である。さらに、申立期間当時に同居していた元夫の申立期間の自身の納付状況は、その過半が未納又は未加入となっていることなど、申立人の雇用主及び義父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が基礎年金番号で国民年金に加入した平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3018

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、転居後も国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は郵便局でも現年度の保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では申立期間当時印紙検認方式による保険料の納付方法を採用しており、郵便局での収納を行っていなかったなど、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年3月まで

私の妻は、昭和49年3月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、その後、51年春ごろ、区役所から国民年金保険料の未納通知が届き、区の年金相談において私の保険料約7万円を納付するとともに、以後、引き続き納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする妻は、昭和49年3月ごろ、厚生年金保険から国民年金への切替^{あいまい}手続を遅滞なく行ったかどうかの記憶が曖昧である上、保険料の未納通知が届いたとされる51年春ごろに49年3月から51年3月までの保険料を納付した場合、その期間の保険料額は、申立人の妻が納付したとする金額と大きく異なる上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年4月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から52年8月まで
私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳を所持していない上、申立期間当時の国民年金保険料の納付場所、納付金額等に関する具体的な納付状況を覚えていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間を通じて、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所に於いて申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は無いなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年9月までの期間及び2年10月から3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から平成元年9月まで
② 平成2年10月から3年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、平成9年1月に基礎年金番号として付番された厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、申立期間に係る国民年金の記号番号の記載が無いなど、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間は、申立人が国民年金に加入した平成12年2月に未納期間として追加された期間であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで
私の父親は、申立期間当時、私と兄及び兄嫁の分の国民年金保険料を近所の郵便局で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡しており、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の父親が併せて納付していたとする申立人の兄及び兄嫁も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 3027

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から40年10月まで

私は、実家のクリーニング店で働いていた23歳ごろに、店を訪れた国民年金の徴収員に「国民年金制度が始まりましたので」「若い人は義務ですから」と説明されて、私と住み込みの従業員4人の国民年金保険料を納付した。その後も3か月ごとに私と従業員の分の保険料を納めていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金手帳に検認印を押された記憶が曖昧であり、申立人に対して昭和37年8月に払い出された国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に「取消」のゴム印が押されている上、申立人が保険料を納付していたとする従業員3人のうちの2人は申立期間の自身の保険料が未納となっており、残る1人は大部分の期間が20歳未満であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたはずであり、保険料を納付書により納付した領収書も所持している。重複して納付した申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の同居親族のうち、申立人のみが申立期間直前の平成7年12月に他市に転出しているが、申立人は、転出先の市で保険料の口座振替の手続をした記憶は無いと説明している上、申立人が居住していた区では、国民年金被保険者が区外へ転出した場合には金融機関の口座振替は自動的に停止されると説明していることから、申立人の保険料の口座振替は、7年12月の申立人の転出を機に停止されたものと考えられる。

さらに、平成8年1月から9年4月までの期間については、申立人の口座から8年10月を除き二人分の保険料が引き落とされているが、同年10月に残高不足により保険料が一人分しか口座振替されていない際に、妻の保険料が納付済みで、同年1月以降、定期的に翌月に納付されている長男の保険料が当月分のみ翌月に納付されず、同年12月に納付されていることが確認できる。

以上のことから、申立期間に口座振替により納付されている保険料は、妻と長男の分であると考えられ、申立人が申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 3029

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年3月まで
私たち夫婦は、集金人に言われて、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、集金人から「年金をもらえないことがあるので納付しておいた方が良い。」との説明を受けたとしており、申立期間直後の昭和43年4月から44年3月までの期間の保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、特例納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 3030

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで
私たち夫婦は、集金人に言われて、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、集金人から「年金をもらえないことがあるので納付しておいた方が良い。」との説明を受けたとしており、申立人の夫は、特例納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、特例納付をしたものと考えられ、申立人は、当該時点で特例納付により保険料を納付しなくても受給資格期間を満たしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 3031

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年8月までの期間及び5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年8月まで
② 平成5年8月

私は、20歳になった平成2年4月に市役所で国民年金の加入手続きをしたはずであり、それ以降は毎月、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間②については、当該期間直後の平成5年9月分の保険料を時効直前の7年10月に、5年10月分の保険料を時効直前の7年11月に、それぞれ過年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 3032

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、20歳になるころに、住み込みで働いていた店に国民年金の加入勧奨員が来て、昭和36年4月からは国民年金保険料を納付しないとイケないと言われ、国民年金の加入手続を行い、それ以降、集金人に保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、納付方法に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から52年3月まで

私は、国民年金保険料が未納であるので納付するようとの夫婦合計の金額が記載されたはがきが二度送付され、二度目のはがきに記載してある金額が約80万円と、一度目のはがきの金額よりも高くなっていたのを記憶している。私は二度目のはがきを持って郵便局で貯金を引き出して保険料を納付した。それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、夫婦二人分の保険料として約80万円の記載があるはがきが一枚送付されたことをきっかけに申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人は、はがきが送付される前後に保険料の納付書が送付されたことはないと説明していること、夫婦二人分の保険料額が一枚のはがきに記載され送付されることは収納事務処理上考えられず不自然であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年12月は特例納付の実施期間ではなく、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から52年3月まで

私の妻は、国民年金保険料が未納であるので納付するようとの夫婦合計の金額が記載されたはがきが二度送付され、二度目のはがきに記載してある金額が約80万円と、一度目のはがきの金額よりも高くなっていたのを記憶している。私の妻は二度目のはがきを持って郵便局で貯金を引き出して保険料を納付した。それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料として約80万円の記載があるはがきが一枚送付されたことをきっかけに申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の妻は、はがきが送付される前後に保険料の納付書が送付されたことはないことを説明していること、夫婦二人分の保険料額が一枚のはがきに記載され送付されることは収納事務処理上考えられず不自然であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年12月は特例納付の実施期間ではなく、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、国民年金保険料の全額免除期限が昭和59年3月に到来する旨の通知文書を受け取った後、引き続き免除申請をした覚えはなく、送付された納付書で保険料を納付したはずであり、申立期間が全額免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区役所からの保険料免除期限到来の通知文書を受け取った後、免除申請をしておらず、送付された納付書により保険料を納付したとしているが、申立人は、当該通知文書が見付かったことにより、申立期間直前に免除期間があったことを知ったとしているなど、申立期間当時の保険料免除に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録においても、申立期間中は毎年度保険料免除承認決定が行われていたことが記録されており、当該免除記録に不自然な点も見られず、申立人に申立期間に係る納付書が送付されていたとは考えられないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和35年に自宅に来た区役所の職員から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金の加入手続をした。以来ずっと国民年金保険料を納付し続けていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。さらに、申立人は、定期的に区役所出張所に国民年金手帳あいまいを持参して保険料を納付していたと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に対応する欄には検認印が押されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月から20年10月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社。以下同じ)に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社で勤務していたことは、同僚等の名前も覚えており間違いなく、また、同社では厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月以降であり(昭和19年10月より保険料の徴収が開始)、申立期間のうち昭和18年8月から19年9月30日までの期間は、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司や同僚等の氏名を挙げているものの、これらの者の所在は不明となっており、申立人の勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 31 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。当該申立期間については、A社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間後に勤務したB社の証言により、申立人のA社における職歴は昭和27年4月入社、28年10月退職となっており、申立期間と異なる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から26年6月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、加入記録が昭和26年6月1日から26年11月15日との回答があった。
しかし、年金を受給する前の昭和63年3月3日に社会保険事務所に確認した時の「被保険者記録照会回答票(資格画面)」では資格取得が昭和21年6月1日になっており、A社に勤務していた申立期間は厚生年金保険の被保険者のはずであることから、5年間の加入記録が抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和26年6月1日以前においてA社に在籍していたことは、同僚の陳述及び申立人の会社設立当時に関する証言により推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人を含む7名が昭和26年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 20 日から 48 年 1 月 27 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社で勤務していたことは社員旅行の写真もあり間違いなく、また、同社では厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供のあったA社における社員旅行の写真及び同僚の証言から、勤務時期は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立人の勤務の状況について確認できる資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している6名の同僚に申立人の勤務の状況等について照会したところ、2名の同僚は、自分の入社した昭和47年9月以降に申立人が入社したと供述しており、申立人の入社時期が曖昧あいまいとなっているほか、他の1名の同僚は申立人を知らないとしている。

さらに、申立人は昭和46年2月に一緒に入社した従業員1名を記憶しているが、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿には、同従業員の氏名は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、申立人は申立期間のうち、昭和46年2月から47年12月までは国民年金に加入し、この内14か月は保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間の昭和 61 年 7 月にB国へ社員旅行した写真を証拠に提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚の証言及び申立人から提出された社員旅行の写真から、申立人が、申立期間当社に勤務していたことがわかる。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、申立期間当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

一方、申立人が記憶していた同僚3人については、社会保険事務所の記録から、申立人と同様に、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年 10 月 1 日に再取得しており、この間、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。これらのことについて、当該同僚のうち、連絡がとれた1人の同僚は、申立期間当時は、同社が従業員に固定給か歩合給かを選択させた時期であり、自分及び申立人は歩合給を選択したと供述しているところ、当該同僚から提出された申立期間に係る給与明細書から、給与が歩合給であること及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、昭和 63 年 3 月 31 日に喪失し、同年 10 月 1 日に再取得していることが確認でき、申立人の厚生年金保険の加入記録と同様に申立期間について加入記録が無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 33 年 2 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A工場に勤務した申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同工場に間違いなく勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA工場に勤務したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A工場が適用事業所となったのは、昭和 33 年 1 月 1 日であり、申立期間のうち、31 年 9 月から 32 年 12 月 31 日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A工場は、既に全喪しており、当時の事業主や経理担当者とは連絡がとれないため、これらの者から申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が唯一記憶している上司は死亡しているため、社会保険事務所のA工場に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から31年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社及びその後続会社等に勤務した申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社等に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和21年4月から31年8月1日まで、A社、同社の後続企業であるB社及び同社が社名変更したC社に継続して勤務したと申し立てている。そして、これら申立人が勤務したと主張する会社は、商業登記簿の記録から、A社が昭和21年6月26日に設立、25年4月17日に解散し、B社は25年1月25日に設立、26年1月6日にC社に社名変更し、同社は50年12月に解散している。

しかし、申立人は、自分でD商店を設立するためにC社を昭和31年7月末に退社したと申し立てているが、D商店の設立年月日は商業登記簿から28年8月3日であることから、C社の勤務は28年7月頃までであることが認められる。

また、A社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、そして、B社が適用事業所となったのは昭和25年9月1日であることから、申立期間のうち、25年9月1日までは、A社及びB社は、適用事業所となっていない。

また、C社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、申立人がB社及びC社で共に勤務したと記憶している同僚は、連絡

先は不明であり、社会保険事務所の両社に係る被保険者名簿において、両社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このため、社会保険事務所のB社及びC社に係る被保険者名簿から厚生年金保険の新規適用時から厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を照会したものの、申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 13 日から 44 年 3 月 20 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 10 月 13 日から 45 年 2 月 1 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は一人暮らしだったので、5 か月間も働いていないはずはないし、会社の寮にも入っていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に全喪し、同社の当時の事業主は死亡し、さらに、当時の専務は、保険料の控除等を証明する書類は焼却し、申立人については記憶していないと供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

また、申立人に係る厚生年金基金の加入記録を確認したところ、昭和 44 年 3 月 20 日に資格取得し、45 年 2 月 1 日に資格喪失したと記載されており、これは、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格の得喪の日付と一致している。

さらに、申立人が記憶している同僚2人の資格取得日は、申立人と同様に入社時から一定期間経過後（約3か月）に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、昭和 60 年に、滞納した社会保険料を納付するための手形を社会保険事務所から回収する必要があり、このため、社会保険事務所に将来受け取る年金を少なくすることを合意させられた。しかし、当時の標準報酬月額は最高額であり、その保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、代表取締役を務めていたA社は、社会保険事務所の記録により昭和 60 年 8 月 31 日に全喪しており、また、その6日後の同年 9 月 6 日に、申立人の 58 年 8 月から 60 年 7 月までの標準報酬月額は、41 万円が 6 万 8,000 円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、昭和 60 年 8 月当時、経営の悪化による資金難により厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、また、社会保険事務所に保険料納付のために振り出した手形が不渡りになることが判明し、それを回避するため、手形の回収を社会保険事務所に申し出たとしている。その際に、代表取締役等の標準報酬月額を調整して補填する必要があるとの説明を受けた旨の供述をしていることから、申立人は、自らの標準報酬月額を減額調整して、同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任をとり、自らの標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に一旦同意しながら、これを有効なものではないと主張す

ることは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、夫が社長であったA社に勤務し、会社名の入った保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散しており、同社から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、当時同社に勤務していた従業員は、申立人が勤務していたという記憶はないと供述しているところ、申立人は、同社において、主に土曜日に出勤し海外の取引先との電話応対等に従事していたとしており、通常の勤務とは異なる勤務を行っていたものと推測される。

さらに、申立人の夫である当時の事業主は、申立人を厚生年金保険に加入させていたはずであると供述しているが、申立人の申立期間当時の勤務等を確認できる資料は保有しておらず、当時は、事務担当者に社会保険の事務を全て任せており、当該担当者が既に死亡しているため、厚生年金保険の手続き等の状況については確認できない。

加えて、申立人は、社会保険事務所の記録から、昭和 49 年 1 月から 62 年 6 月までは国民年金の第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付しており、同年 7 月からは夫の被扶養配偶者として国民年金第 3 号被保険者の資格を取得しており、申立期間は、すべて国民年金の被保険者となっている。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から平成 10 年 7 月 17 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。同社は、時期は明確に覚えていないが、経営が悪化し、社会保険料の滞納が続いていたところ、社会保険事務所の職員から会社のゴム印と実印を持参するよう指示を受けた。しかし、会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を引き下げてまで完納するのは納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成 10 年 7 月 17 日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、5 年 5 月 7 日に、3 年 1 月から 5 年 3 月までが 53 万円から 8 万円に訂正されており、また、当該全喪日の後の 10 年 7 月 28 日に、8 年 7 月から 10 年 6 月までが 30 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、時期は明確に覚えていないが、同社の経営環境が悪化した際に、社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉していたとしており、その際に、社会保険事務所の職員から、申立人と申立人の妻の年金受給が不利益を被る旨の説明があったと供述している。

さらに、同社の従業員によると、平成 3 年の終わり頃から、役員及び従業員の給与は、未払いが続き、遅配になっていたとしており、その後、当該従業員は、給与も引き下げられたと供述している。

加えて、同社の取締役であった申立人の妻は、同社の全喪処理が行われた平成 10 年頃に同社の厚生年金保険料の滞納が続いていたところ、代表取締役と

共に取締役として社会保険事務所から複数回にわたって同社の滞納保険料の処理について呼出しを受けたため、同社の従業員に自らが指示し、同社の滞納保険料について社会保険事務所で処理させたと供述している。このため、代表取締役であった申立人が関与せずに複数回にわたって社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理がなされたことは考え難く、申立人は、上記自身等の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意しており、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から平成 10 年 7 月 17 日まで
社会保険庁の記録では、取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。同社は、時期は明確に覚えていないが、経営が悪化し、社会保険料の滞納が続いていたところ、社会保険事務所の職員から会社のゴム印と実印を持参するよう指示を受けた。しかし、会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を引き下げてまで完納するのは納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成 10 年 7 月 17 日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、5 年 5 月 7 日に、3 年 1 月から 5 年 3 月までが 53 万円から 8 万円に訂正されており、また、当該全喪日の後の 10 年 7 月 28 日に、8 年 7 月から 10 年 6 月までが 15 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、時期は明確に覚えていないが、同社の経営環境が悪化した際に、社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉していたとしており、その際に、社会保険事務所の職員から、申立人と申立人の夫の年金受給が不利益を被る旨の説明があったと供述している。

さらに、同社の従業員によると、平成 3 年の終わり頃から、役員及び従業員の給与は、未払いが続き、遅配になっていたとしており、その後、当該従業員は、給与も引き下げられたと供述している。

加えて、同社の取締役であった申立人は、同社の全喪処理が行われた平成 10 年頃に同社の厚生年金保険料の滞納が続いていたところ、代表取締役と共

に取締役として社会保険事務所から複数回にわたって同社の滞納保険料の処理について呼出しを受けたため、同社の従業員に自らが指示し、同社の滞納保険料について社会保険事務所で処理させたとしている。このため、申立人は、上記自身等の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意しており、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年8月25日から25年8月1日まで
②昭和28年1月15日から同年7月2日まで
③昭和30年1月15日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和24年8月25日から28年1月13日までA事業所に勤務しており、申立期間①も同事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間①のうち、昭和24年9月26日から25年7月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同事業所は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、同事業所及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立人が氏名を記憶していた同事業所における同僚及び社会保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

申立期間②については、申立人は、昭和 28 年 1 月 15 日から同年 8 月 26 日まで B 社に勤務しており、申立期間②も同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することができないとしている。

また、申立人が氏名を記憶していた同社の同僚及び社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時、同社では、入社後 3 か月から 6 か月程度経過してから、厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、その間の厚生年金保険料は控除されていなかったとしており、このことは、上記被保険者名簿により、当該同僚の記録が供述どおり 3 か月ないし 6 か月経過後に厚生年金保険に加入していることから確認できる。

申立期間③については、申立人は、昭和 30 年 1 月 15 日から 32 年 1 月 15 日まで C 社に勤務しており、申立期間③も同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、C 社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 30 年 7 月 1 日であり、申立期間③においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そして、申立人の同僚は、同社では、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、事業主に、厚生年金保険への加入を依頼し、これにより、同社は、昭和 30 年 7 月 1 日から適用事業所となったが、適用事業所となるまでは厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと供述している。

また、事業主及び申立人が氏名を記憶していた同僚は、申立人の申立期間③における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

以上のほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、①、②及び③の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年頃から平成 4 年頃まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、A社（現在はD社。以下同じ。）から家電販売店に派遣されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年頃から平成 4 年頃までA社の社員として複数の家電販売店に派遣されて、家電製品の販売に従事していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間の一部である昭和 52 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までB社に、56 年 2 月 19 日から 58 年 1 月 31 日までC社に雇用保険の加入記録があり、当該期間については、A社に勤務していたとは認められない。そして、申立人は、59 年 9 月 3 日から現在まで国民健康保険の加入記録も確認できる。

また、A社では、申立人の申立期間当時の勤務を確認できる資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明としている。

さらに、申立人は、当時の同社における担当者、同僚等をほとんど記憶しておらず、記憶していた同社での派遣担当者は、所在が不明であり、当該担当者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人の記憶していた派遣先の同僚は、申立人の記憶はあるが、申

立人の派遣された期間や派遣元の会社名については、不明としており、これらを確認することができない。

なお、雇用保険の記録については、同社に係る加入記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 30 日から 62 年 9 月 29 日まで
昭和 61 年 10 月にA社を退職後、厚生年金保険の加入期間が 20 年に 7 か月不足だったため、1 年間厚生年金に継続加入した。健康保険任意継続申請と同時に加入した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、昭和 61 年 10 月 16 日に社会保険事務所にて健康保険任意継続の申請と同時に、第四種被保険者として厚生年金保険に継続して加入したと申し立てている。

しかしながら、昭和 61 年 10 月当時、旧厚生年金法第 15 条第 1 項に定める第四種被保険者となることができた者は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 43 条第 2 項（昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、昭和 61 年 4 月 1 日現在において厚生年金保険の被保険者であった者等）に該当する者のみであったところ、申立人は、同項のいずれの条件にも該当しないことから、第四種被保険者として厚生年金保険に加入することはできない。

また、申立人は、自ら経営していたB事業所もしくはB事業所（申立人名）で、厚生年金保険に加入していたとも申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人が主張する当該名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、当該事業所は自らが事業主で個人経営であったとしているところ、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用さ

れる者に限られており、個人事業主はそもそも被保険者となることができないことから、個人事業主たる申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

なお、社会保険庁の記録、社会保険事務所が保存している国民年金記号番号払出簿及び当時居住していたC市の国民年金被保険者カードにより、申立人は、昭和61年9月30日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間中の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 21 日から 47 年 8 月 3 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かったとの回答をもらった。同社には昭和 43 年 8 月 10 日から 54 年 3 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張している。しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において、昭和 43 年 8 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 5 月 21 日に資格を喪失後、47 年 8 月 3 日に同社において再度被保険者資格を取得しており、44 年 5 月 21 日から 47 年 8 月 3 日までの期間に係る被保険者記録が無い。

そして、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のA社における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したところ、申立人を記憶していた1名が、申立人は申立期間において週一回程度しか出勤していなかったと供述しており、他の同僚は、申立人のことを記憶していなかった。

一方、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、事

業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられるところ、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、事業主は、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないことに気づくはずである。事業主が、10人程度の事業所であるにもかかわらず、39か月という長期間にわたり、このような事態に気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

さらに、A社は、昭和45年2月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立人については、申立期間のうち、同日から47年8月3日までの期間に係る加入記録が存在しない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 28 日の間A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に全喪しており、事業主も連絡先が不明であり、同社及び事業主から、申立人が同社で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、A社に高校を卒業した4月から勤務したとしているが、申立人の生年月日からみて、申立人が高校を卒業したのは昭和 37 年 3 月であり、申立期間はまだ高校 3 年生のはずであることから、この点について申立人に何度も照会したが、申立人からの回答は無い。

以上に加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無いとしており、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月3日から39年7月15日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和37年2月3日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から、入社時期までは特定できないが、申立人は、昭和37年5月ころから同社で勤務したことは推認できる。

しかし、A社は、既に閉鎖しており、事業主及び経理担当者も死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社に勤務していたことが確認できる同僚及び従業員に、同社での厚生年金保険や雇用保険の加入時期について照会したところ、同社では、厚生年金保険と雇用保険については、ほぼ同時期に加入していたことが確認できる。

そして、申立人については、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが昭和39年7月15日であり、雇用保険についても同日に被保険者となっている。このことから、同社では、厚生年金保険や雇用保険等の社会保険については、セットで加入させていたことが裏付けられる。

さらに、上記同僚は、各種社会保険に加入するまでの期間については、その保険料が給与から控除されなかったとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務したことは推認できる。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務した期間のうちの申立期間については、歩合制の外務員であったことから、この間については、厚生年金保険や健康保険等の社会保険に加入させておらず、給与から各種保険料は控除していなかったとしている。

また、申立人のA社における健康保険組合及び雇用保険の記録は、昭和 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を一度喪失し、再度 43 年 8 月 1 日に資格を取得しており、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とも一致している。

そして、申立人は、申立期間については、歩合制の外務員であり、また、この申立期間の約 3 年間は確定申告の手続を行った記憶があるとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 31 日から 41 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 41 年 2 月 28 日まで勤務したので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含め昭和 38 年 3 月 25 日から 41 年 2 月 28 日までA社に勤務していたことは認められる。

そして、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 3 月 25 日であり、同日に事業主及び申立人を含め 44 名が被保険者資格を取得している。しかし、資格取得日のわずか7日後の3月 31 日に、事業主及び申立人を含め 16 名が被保険者資格を喪失し、翌日にも 4 名が資格を喪失し、その翌月にも 10 名が資格を喪失した記録が確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、すでに死亡しており、同社では、当時の資料を保有していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

一方、申立人は、社会保険事務所の記録上、資格取得の7日後の昭和 38 年 3 月 31 日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は 35 か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が 3 回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この 3 回の算定基礎届の処理日の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、社会保険事務所は、昭

和 38 年 4 月以降の申立人等の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知を行っていないものと考えられる。

また、事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格取得日のわずか 7 日後の資格取得月と同月に、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月21日から58年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、事業主が義兄であり、厚生年金保険の適用となっていた昭和58年1月31日まで勤務していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月21日から57年3月31日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に全喪し、また、事業主も死亡していることから、同社及び事業主から申立期間当時の申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

一方、申立人は、社会保険事務所の記録上、昭和51年11月21日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は75か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が6回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この6回の算定基礎届の処理日の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、昭和51年11月以降の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、事業主は、社会保険事務所から、申立人の昭和51年11月以降の厚生年金保険料の納入告知は行われなところ、A社の被保険者数は、申立期間当時8名と少なく、上記の標準報酬月額算定基礎届が6回あったことから、

事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和 51 年 11 月 21 日に資格を喪失していること）の誤りに気付くはずである。

また、A社の事業主は申立人の義理の兄であり、当該事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

さらに、申立期間の昭和 55 年 6 月 30 日に申立人とその妻は国民年金に加入し、特例納付により申立期間のうち、51 年 11 月から 53 年 3 月までの保険料を納付しており、同年 4 月以降は定額の保険料を納付していることが社会保険事務所の記録で確認できる。このことは、国民年金に加入した昭和 55 年 6 月 30 日には、すでにA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことを知った上で、国民年金の保険料を納付したと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の妻に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で縫製の業務に従事していたと申し立てている。しかし、A社は、同社が作成し、保有する健康保険・厚生年金保険の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者ではなかったはずであり、また、申立期間当時、同社で縫製の業務に従事していた者は、同社内で働いていたが、同社と請負契約を結び、雇用関係はなかったとしている。

また、申立人が記憶している同僚3名も、A社で申立人と同じ業務をしていたが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間にA社で勤務したことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社での勤務状況等を確認したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の社名はB社又はC社かも知れないが、勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社（正確な事業所名及び所在地は不明）に勤務していたとしている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人の言うA社、B社及びC社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、このような会社があったとする地区を管轄する法務局には各社の商業登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主及び同僚について、記憶しているのは名字だけであることから、これらの者を特定することができず、申立人が主張する事業所での申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月16日から28年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA商会（B社の前身。）及びB社に勤務しており、証拠となる資料は無いが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現事業主の証言及び勤務状況に関する申立人の申立内容から、申立人が、申立期間当時、事業主としてA商会及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の現事業主は、A商会が法人格を取得してB社となったのが昭和25年3月15日であり、それまではA商会は個人事業所であり、申立人自身が同商会の事業主であったと供述していることから、申立人はA商会においては厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所になったのが、健康保険の新規適用時と同じく昭和28年10月1日であることから、申立期間には適用事業所とはなっていない。そして、申立人はB社設立時の25年3月15日から28年9月30日までB社において事業主であったことから、B社が当該期間適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年12月1日から22年1月31日まで
②昭和24年10月1日から25年9月30日まで
③昭和25年10月1日から同年12月31日まで
④昭和26年1月5日から同年7月31日まで
⑤昭和26年8月1日から同年12月15日まで
⑥昭和27年2月1日から同年6月30日まで
⑦昭和56年8月2日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、①から⑦の各申立期間について、すべて加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書など証明できる資料は持っていないが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①にA社、申立期間②にB社、申立期間③にC社、申立期間④にD社、申立期間⑤にE社、申立期間⑥にF社及び申立期間⑦にG社にそれぞれ勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社、B社、C社、D社、E社及びF社については、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、これらの6社については、申立人がそれぞれの会社があったとする所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い。

さらに、申立人は、これら6社におけるそれぞれの事業主や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認ができない。

加えて、これら6社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたはずであるとする

が、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間⑦については、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚の証言から、申立人が申立期間にG社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、G社は、昭和54年6月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間⑦当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間⑦に勤務していた同僚は、厚生年金保険料は控除されていなかったと証言している上、同人は、社会保険事務所の記録から、申立期間⑦においては国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間⑦に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、上述の申立期間①から⑦について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から34年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言及び勤務状況に関する申立人の申立内容から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和52年3月1日であり、申立期間には適用事業所となっていない。

そして、A社では、従業員から厚生年金保険料を控除したのは厚生年金保険の適用事業所となってからであり、それ以前に同保険料を控除したことは無いと回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月7日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶していた当時のA社の上司は、既に死亡しており、同僚とは連絡がとれず、当該上司及び同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管している同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している従業員はおらず、当該従業員から申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月ころから 55 年 8 月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和52年7月ころから55年8月ころまで同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員の供述から、申立人が、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の事業主及び上記役員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を社会保険事務所に行ったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、事業主及び上記役員は、申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月30日から31年8月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の上司の供述等により、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立期間当時に在籍した従業員に確認した結果、申立人と同姓の男性従業員が勤務していたことは判明したが、同人が申立人であったかどうかまでは分からず、また、厚生年金保険に関する当時の資料が残っておらず、加えて、同社が保存していた当時の失業保険被保険者資格取得届の控えに申立人の記録が無いため、申立人が勤務していたか否かについては確認できないとしている。

また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、上記申立人が記憶していた上司は、A社に勤務していた複数の従業員の名前を挙げたが、このうち2名は、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録がないことから、同社の事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続きを行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は、給与から何らかの控除があった記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月 31 日から 25 年 9 月 1 日まで
社会保険庁に年金記録の確認をしたところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）の資格喪失日が昭和 22 年 12 月 31 日となっているとの回答をもらった。同社には、21 年 11 月 10 日から 25 年 8 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 25 年 8 月 31 日まで勤務したため、同社における資格喪失日は同年 9 月 1 日であると主張している。

しかしながら、A社の後継会社であるB社の事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務の状況等については不明であるとしている。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、申立人の代理人である申立人の娘は、当時の同僚等については不明としているため、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、1名の従業員が申立人を記憶していたものの、退職時期については不明としており、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 4 月末日から 29 年 2 月 1 日まで
②昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、①及び②の期間の記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 28 年 4 月末日から 29 年 5 月 1 日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に全喪している上、事業主は既に死亡しており、また、申立人が記憶していた複数の同僚は、死亡又は連絡がとれないため、同社及びこれらの者から申立人の申立期間①及び②に係る勤務の状況等について確認できない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はおらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿では、上記申立人が記憶していた同僚のうち、申立人が申立人と同日に入社及び退社したと主張する者の記録についても、申立人の記録と同様に昭和 29 年 2 月 1 日資格取得、同年 4 月 1 日資格喪失となっていることから、当時、事業主は、申立人について、当該被保険者名簿の記録どおりの届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控

除については、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年12月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年5月1日であり、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は既に廃業している上、事業主は既に死亡しているため、同社及び事業主から同社における申立人の勤務の状況等を確認することはできないが、上記同僚のうち1名は、申立期間当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月20日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A株式会社B製作所には、昭和18年4月1日から20年8月20日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の関係者は既に死亡等のため、証言を得ることができず、かつ、A株式会社は、戦災により人事記録等の関連資料が残っていないため、申立人が申立期間について同社B製作所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳に、申立人の資格喪失原因は転勤と記載されていることから、A株式会社B製作所における資格喪失年月日（昭和18年4月1日）以降も同社の別の事業所に勤務していた可能性はあるものの、申立人については、上述の事情により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（同社の事業主が経営していたB社又はC社の可能性もある。）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び従業員の証言から、時期までは明らかではないが、申立人が同社勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、元事業主は、申立期間当時の資料等を保有していないことなどから、申立人の同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができないとしている。そして、申立人が勤務したとするB社及びC社については、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B社及びC社に勤務した者で厚生年金保険に加入した場合、A社において被保険者資格を取得させていたとしている。

また、A社で申立期間当時に総務に従事していた者は、同社では申立期間当時、手取り収入を多くするため、本人の希望で厚生年金保険を含む社会保険に加入しない従業員もいたとしている。そして、申立人の同社における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年6月1日まで
② 昭和33年6月1日から35年10月26日まで

申立期間①にはA社支店に、また、同支店に引き続いて申立期間②にはB社（A社支店が社名変更となったもの。）に勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間に、A社支店及び同支店が社名変更となったB社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを主張しており、申立人が記憶する同僚の名（姓のみ）は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった際（昭和36年4月1日）の事業所別被保険者名簿に複数名みられる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A社支店及びB社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、共に現存しているA社の本店及びB社に照会したが、いずれも申立期間における申立ての事業所において、申立人が在籍していたことを確認できる資料又は供述を得ることはできなかった。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった際の事業所別被保険者名簿、及び念のためA社の本店が厚生年金保険の適用事業所となった際（昭和33年2月1日）の事業所別被保険者名簿から住所が判明した計12名に照会したところ、8名から回答があったが、申立人を知る者はおらず、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

なお、申立人が名（姓のみ）を記憶しておりB社の事業所別被保険者名簿に

記録のある同僚2名については、1名は連絡先が確認できなかったことから照会ができず、もう1名については照会したが回答が無く、申立人に係る事情を把握できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年7月28日まで
申立期間にA社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。なお、社会保険庁の記録により、B内には、A社と類似の名称で厚生年金保険の適用事業所となった記録のある事業所は6事業所あることが確認できるが、これらは、すべて申立期間より後に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、A社は昭和49年10月1日に解散しており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立てに係る関連資料や周辺事情を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、同僚1名についての姓しか記憶していないため、同僚の連絡先を把握することができず、申立てに係る事情を聴取できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 13 年 12 月 7 日まで
申立期間にA社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A社の事業主も、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、及び同期間に申立人に係る厚生年金保険料を控除していないことを供述している。

加えて、申立人は、申立期間を通じて国民健康保険に加入していることが関係自治体に対する照会回答結果により確認できるとともに、社会保険庁の記録により、申立期間のうち一部期間（平成 12 年 3 月から 14 年 3 月まで）について、国民年金の申請免除期間であることが確認できる。なお、A社の事業主も、申立期間のうち一部期間について、国民年金に加入していることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年ころから 34 年 1 月ころまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年ころから 34 年ころまでA社B工場に勤務していたと申し立てているが、入社時期については、学校卒業後しばらくしてからとしている。

しかし、申立人は、当時のA社B工場における同僚5名を記憶しており、当該同僚5名のうち、3名の同僚は、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿にも記録が無く、被保険者となっていない。そして、A社は、昭和 48 年 1 月 1 日に全喪しており、同社の事業主等の連絡先が不明である。加えて、申立人が名前を記憶していた5名の同僚のうち、2名の同僚は同社に係る被保険者名簿から、氏名を確認できるが、その連絡先が確認できない。このため、事業主等から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員の住所等を確認したもの、その連絡先が確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 17 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 1 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 1 日までA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社では、雇用保険と厚生年金保険への加入の取扱いは異なっていたとしており、そして、同社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得は昭和 31 年 1 月 17 日である旨の記載があることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではないとしている。そこで、A社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控及び失業保険法改正に伴う届出に対する通知書に記載されている従業員について、社会保険庁の記録を確認したところ、当該従業員全員が雇用保険の加入後数か月から 1 年以上経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、当時のA社における同僚等の氏名を 15 名記憶しているところ、連絡の取れた同僚 6 名に申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、5 名の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、1 名の同僚は、昭和 30 年 5 月に入社した時に申立人はすでに勤務していたと思うが厚生年金保険の加入状況については分からないとしており、そして、当時同社では厚生年金保険の加入時期は人によって異なっており、他社から引き抜いた者など技術がある者については入社後それほど間をおかず

して加入させたが、その他の者については入社後厚生年金保険に加入させない期間があり、当該期間には厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、連絡のとれた2名の従業員のうち、1名の従業員は申立人のことを記憶しておらず、もう1名の従業員は、申立人とは中学の同級生であるが勤務期間は分からないとしており、そして、自分の入社時期は昭和30年の10月か11月ころであったが入社後しばらくは厚生年金保険には加入しておらず、当該期間には厚生年金保険料の控除はなかったとしている。そして、社会保険事務所の記録では、当該従業員の資格取得日は、昭和31年1月17日であることが確認できる。

これらに加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年ころから 45 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた昭和 37 年から 48 年 1 月 1 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、A病院に申立期間のうち、昭和 38 年 12 月 3 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和 45 年 4 月 1 日であり、申立期間には適用事業所となっていない。そして、同病院は、平成 6 年 11 月 1 日に全喪しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同病院における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時のA病院における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA病院に係る被保険者名簿から同病院の厚生年金保険の新規適用時から厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた3名の従業員は、昭和 42 年から 43 年に同病院に入社した時に申立人は在籍していたとしており、そして、同病院に入社後、厚生年金保険には2年から3年経過した 45 年 4 月まで加入しておらず、当該期間には厚生年金保険料の控除はなかったとしている。

加えて、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたとしているが、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事

情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 21 日から 49 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 48 年 8 月 21 日から平成 7 年 2 月 21 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、B社に勤務して厚生年金保険の加入記録はあるものの、A社にも勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当の役員及び従業員の証言から、申立人が、申立期間に代表者として同社に勤務していたことが推認できる。また、B社については、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、A社は、平成 7 年 2 月 21 日に全喪しており、連絡がとれた元経理担当の役員は、同社が新規適用事業所となった昭和 48 年 5 月 15 日から 49 年 7 月 31 日までは、申立人に対して交通費程度の給与を支給していたので厚生年金保険に加入させておらず、申立期間は厚生年金保険料を控除していなかったとしており、また、申立人の厚生年金保険の加入については、49 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得届を提出した時からとしている。

また、申立人は、当時のA社における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に入社して、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人のA社に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与

からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、A社に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から34年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和29年11月1日から34年5月1日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年5月1日から34年5月1日までについてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成6年7月1日に全喪しており、当時の事業主も死亡しており、その他の役員等も連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の同社における昭和31年5月以降の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における同僚等の氏名を15名記憶しているところ、連絡のとれた5名の同僚のうち、1名の同僚は申立人について記憶しておらず、4名の同僚は、申立人が在籍していた記憶はあるが退職時期は分からないとしており、さらに、この4名のうち2名の同僚は、同社では厚生年金保険への加入の有無については希望を聞いていたとしている。そして、当該同僚15名のうち、申立人が申立期間当時に一緒に仕事をしたことを具体的に記憶している同僚については、連絡がとれないものの、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間以前の昭和31年2月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立人のことを記憶し

ている従業員はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から24年2月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和20年4月から24年2月まで、A社、B社、C社のいずれかの事業所に勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月から24年2月まで、勤務していた期間は特定できないものの、A社、B社、C社のいずれかの事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。さらに、申立人の妻は、同僚等の名前を記憶していないので、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していることが確認できる従業員を確認したところ、申立人を知っている従業員はみられず、複数の従業員は、「勤務していた人については、皆、入社と同時に会社が厚生年金保険の加入手続を行っていたと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録から、B社及びC社が、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人の妻は、「申立期間の勤務状況等については、結婚前のことであり、申立人から詳細な事情は聞いておらず、日記等の記録も残っていない。」旨の供述をしているほか、申立人については、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 8 月まで A 組合に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、申立期間に A 組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 組合において、申立人が記憶している同僚を含む女性職員で、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている者は見られない。さらに、申立人とは別の業務に従事していたとする同僚は、当該組合と同一の建物内にあったとする別の事業所において被保険者となっていることが確認でき、当該同僚は、「申立人を含む自分以外の複数の女性職員については、自分が被保険者となっている事業所に関わる業務には従事していなかったと思う。」と証言している。

また、A 組合は既に全喪しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、上述の申立人が勤務していたことを記憶している同僚からも、申立人に係る保険料控除に関する証言等を得ることができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 42 年 4 月から 45 年 9 月まで A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の労務管理者は、「申立人は、パートタイマーの社員であり、会社は、当該社員については社会保険には加入させていなかった。」旨の証言をしている。さらに、申立期間以前から申立人と同様の業務に従事していた同僚は、「自分は、正社員として採用され、厚生年金保険の被保険者となっていたので、最初のころは厚生年金保険料が控除されていたが、途中からパートタイマーに切り替えられたので、保険料の控除も無くなった。」旨の証言をしている。

また、A 社では、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる資料を保有しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除については分からないとしているほか、上述の申立人が勤務していたことを記憶している複数の同僚からも、申立人に係る保険料控除に関する証言等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の A 社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の夫は、「自分の勤務先において、妻を扶養親族としてい

たと思う。」と証言しているほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から 53 年 9 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 63 年 12 月まで
④ 平成元年 1 月から 2 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたと申し立てているところ、それぞれの入社時期及び退社時期については、あまり明確に覚えていない旨の供述をしている。

そして、社会保険事務所の記録から、A社及びB社が、申立期間①及び②の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、さらに、申立期間①の事業所に係る商業法人登記は見当たらない。

また、申立期間①及び②の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

申立人は、申立期間③についてはC社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、余り覚えていない旨の供述をしている。

そして、C社は、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所であったものの、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れないことから、事業主等から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

また、申立人が、自分の部下であったとする者は、「申立人に関する記憶は無い。」旨の証言をしており、申立人の勤務実態等に関する証言を得ることができない。

申立人は、申立期間④についてはD社に勤務していたと申し立てている。

そして、D社は、申立人の申立期間④当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。さらに、申立人が記憶している同僚等からも、申立期間に係る申立人の勤務実態等に関する証言を得ることができない。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①から④に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在はB社）に勤務していた昭和 26 年 4 月から 32 年 9 月末日までの期間のうち、①の 26 年 4 月から同年 10 月まで及び②の 30 年 8 月から 32 年 9 月末日までの加入記録が無いという回答があった。申立期間①及び②についても、同社に勤務をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校を卒業後、昭和 26 年 4 月 1 日にA社に入社し、32 年 9 月末日まで同社に勤務したと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社において、26 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、30 年 8 月 1 日に資格を喪失しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

そして、申立人は、現在の事業主が申立期間当時の勤務の実態を証明した文書があるので、申立期間①及び②に同社に勤務したことが確認できるとしている。

しかしながら、当該証明については、申立人は、自分が当時の事業主の氏名や同社の移転前の住所等を知っていたことから、現在の事業主が、申立期間当時の状況を知る者にこれらを確認し、証明をしたとしているところ、当該事業主は、自分は申立期間には同社に勤務していないことから、当時の状況を知っていると思われる現在の従業員に確認して証明したが、当該従業員は申立期間の数年後に同社に入社した者であり、かつ、当該従業員の説明も申立人の話す住所等の情報について、過去にかつての上司等から聞いたことがあるという程度の話であるとしていることから、当該事業主は、当時の状

況を知る者から直接確認したわけではなく、再伝聞の情報による証明であると認められ、当該証明をもって、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことを認めることは困難である。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を1名記憶していたが、この同僚は、死亡しており、その他の上司や同僚等の名前を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除については、確認することができなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、また、当時の事業主は死亡しているため、申立人の入退社の時期や厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

さらに、申立人は、同社の退社時期について、当初、8月に退職を願い出たが、事業主に慰留され、9月末日になってから退社したとし、それが昭和32年であったとしていたが、その後、31年であったと変更しているため、再度、確認したところ、退社時期については、はっきり覚えていないとしている。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年3月から2年10月まで
②平成2年11月30日から3年2月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、平成元年3月1日から同年11月30日までの標準報酬月額は6万8,000円、同年12月1日から2年11月30日までの標準報酬月額は8万円となっている。また、申立期間②の資格喪失日も平成3年2月1日であるのに2年11月30日となっているので、申立期間に係る標準報酬月額及び資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社A社は、社会保険庁の記録から、平成3年2月1日に全喪しているが、申立人の標準報酬月額は平成3年3月7日に、元年3月1日から同年11月30日までは47万円が6万8,000円に、同年12月1日から2年11月30日までは53万円が8万円にそれぞれ遡及訂正されていること及び3年3月7日に、2年11月30日付けで、厚生年金保険の資格を喪失する手続を行っていることが確認できる。

一方、同社が加入していた厚生年金基金の記録では、申立人の平成元年3月から同年11月の標準報酬月額は、6万8,000円、同年12月から2年10月までの標準報酬月額は8万円となっていること、また、資格喪失日は、2年11月30日になっており、社会保険庁の記録と一致している。

そして、社会保険事務所は、厚生年金基金の記録を訂正することはできないことから、このように社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録が一致するのは、事業主がそれぞれにこのような内容の届出を行ったことによるものと考えられるため、社会保険事務所における平成3年3月7日の上記標準報酬月額の訂正及び資格喪失処理は、事業主からの届出に基づき行われたものであると考

えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の見直し及び資格喪失処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直し及び資格喪失日の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 12 日から 38 年 9 月 11 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答があった。当時の身分証明書があり、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が発行した身分証明書により、申立期間当時、申立人が同社B支店に勤務していたことは確認できる。

また、申立人は、同社では、同社のキャンペーン等を行う販売店回りの社員として勤務したと申し立てている。

しかしながら、同社は、申立期間当時の人事台帳を確認したが、当該台帳に申立人の記録が無かったため、申立人は正社員ではなかったと思われるとしている。また、同社は、申立人のような業務に就いていた従業員は、正社員ではなく、臨時雇用としての採用であったはずであるとしている。

また、申立期間当時、同社C支店において経理及び社会保険事務を担当していた従業員によると、同支店では、当時、申立人と同様の業務に就いていた従業員は、一定の報酬契約により雇用していた従業員であり、正社員としての扱いはしていなかったため、厚生年金保険には加入させず、また、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしており、そのような取扱いは、B支店でも同様であったはずであると供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 4 日から同年 5 月 8 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況の照会を行ったところ、A社に勤務していた平成 14 年 2 月 4 日から同年 5 月 7 日までの標準報酬月額が、9 万 8,000 円となっている。しかし、当時の給与明細書を保有しており、それには、給与総額は 48 万円となっており、その額に見合った厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 14 年 3 月分及び 4 月分の給与支払明細書によると、給与支給額については、48 万円と記載されているところ、申立人の銀行通帳では、A社から給与として支払われた金額としては 14 年 2 月 28 日に 10 万円の振込が確認できるのみであり、このほか給与に類する金額が振込まれた形跡は見当たらない。

また、申立人が「申立期間当時、A社は経営が厳しく、給与の未払いが続いていた」と供述しているところ、申立人は、同社に係る未払賃金について、労働基準監督署の認定を受け、B法人から未払い賃金の立替払（平成 14 年 3 月から同年 5 月までの 3 か月分）を受けていることから、申立期間当時、同社からは給与支払明細書の給与支給額どおりの支給がなかったものと推認できる。

さらに、申立人が税務署に提出した平成 14 年分の確定申告書によると、平成 14 年度の給与所得は申告されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から29年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答があった。同社C支店に勤務していた昭和24年1月から7月までは、厚生年金保険に加入しており、C支店退職後に勤務したB支店においても厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の写真及び申立人の申立期間当時の勤務状況等に関する具体的な申立内容から判断すると、申立人は、期間は不明であるが、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の後継会社であるD社は、資本参加前の話であり、また、当時の資料もなく、50年以上前の話であることなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認できないとしている。

そこで、申立人が記憶していた当時の上司及び社会保険事務所の同社B支店に係る被保険者名簿から申立期間同時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のように外務員として勤務した従業員の給与は歩合制であり、営業成績等で一定基準を満たした従業員のみ厚生年金保険に加入していたとしている。

また、上記複数の従業員によると、同社B支店は、内勤の正社員が50名程度、外務員が150名程度であり、全従業員は200名以上いたとしているが、上記被保険者名簿では、申立期間同時に同社B支店で厚生年金保険に加入している者は、100名程度にすぎず、同社B支店に勤務していたすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことが確認できる。

一方、申立人は、同社C支店に勤務していた期間については、厚生年金保険に加入し、記録もあることから、同社B支店に勤務していた申立期間も厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。しかし、申立人の同社B支店における勤務は、社命に基づく同社C支店からの転勤によるものではなく、申立人は、自己都合により同社C支店を退職し、再度同社B支店に採用されたとしていることから、同社C支店での待遇がそのまま同社B支店に引き継がれたとは考えられず、また、同社B支店の従業員であった複数の者の上記供述から判断すると、申立人が同社B支店において、同社C支店と同様に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 30 日から 42 年 6 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 39 年の会社設立時から取締役として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の社員の供述から、申立人が、申立期間及びその前後を通じて経理担当の取締役としてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、同社において昭和 39 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 7 月 30 日に資格を喪失した後、42 年 6 月 10 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失の届出及び再取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられるところ、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、事業主は、申立期間に係る社会保険事務所からの毎月の納入告知額と従業員からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とは合致しないことに気づくはずである。事業主が、30 人程度の事業所であるにもかかわらず、11 か月の期間にわたり、このような事態に気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から28年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務していた2つの期間のうち、最初の勤務期間である申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において臨時雇用でA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶している当時の上司、同僚等は、所在が不明又は名字のみで人物の特定ができず、連絡の取れた1名も申立人のことを覚えていないと供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時A社B工場に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、臨時雇用で勤務していたとしているところ、申立期間A社B工場に勤務していた複数の者が、正社員でない者は社会保険に未加入であり、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から13年10月20日まで

平成8年11月ごろ、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、その時点における厚生年金保険の加入期間は189か月であり、このまま65歳まで厚生年金保険に加入しても、加給年金の支給要件である厚生年金期間240か月を満たさないので、加給年金等の資格は取れないとの説明を受けた。そこで、A社の実質的経営者であった私は、同年12月1日付けで、私の厚生年金保険の資格喪失を届け出ると同時に、事業主である妻の将来を思い、妻を厚生年金保険に加入させた。ところが、平成20年3月の「ねんきん特別便」によって、昭和28年7月15日から29年6月1日までの期間及び同年8月1日から31年10月25日までの期間の37か月の厚生年金加入記録が見つかった。平成8年11月当時、この記録が分かっていたら、私は同年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行わなかったこと、また、妻の厚生年金保険加入期間中、会社から給与をもらっていたのは、妻ではなく私であったことから、妻の厚生年金保険加入期間を私の厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成8年12月1日に被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、同社の保管する厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書により、同社は、申立期間において申立人の妻の厚生年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立人及び申立人の妻に係る申立期間の厚生年金保険の記録に間違いは無い。

また、申立人の所持する申立人名義の預金通帳により、申立期間中に申立人名義の預金通帳に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、

それをもって当該給与が申立人のものであるとは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。